

資 料

	目 次	頁
資料 1-1	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	1
資料 1-2	石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定	1
資料 1-3	特別防災区域地籍略図	2
資料 1-4	特別防災区域地番	3
資料 1-5	第二種事業所指定書	4
資料 2-1	香川県石油コンビナート等防災本部条例	4
資料 2-2	香川県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則	4
資料 2-3	香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱	5
資料 2-4	香川県石油コンビナート等防災本部名簿	6
資料 2-5	現地連絡室の設置	7
資料 2-6	番の州地区特別防災協議会会則	8
資料 2-7	番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定	8
資料 2-8	坂出市と坂出海上保安署との業務協定書	10
資料 2-9	香川県消防相互応援協定	12
資料 2-10	災害時の相互応援に関する協定書	14
資料 2-11	香川県防災資機材運用要綱	16
資料 2-12	防災相互応援協定(岡山県・香川県)	19
資料 2-13	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	20
資料 2-14	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	23
資料 2-15	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	25
資料 2-16	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定書	30
資料 3-1	地震及び津波による主な被害事例	35
資料 3-2	香川県地震・津波被害想定(第一次公表)	36
資料 3-3	提供データの説明(防災科学技術研究所)	48
資料 5-1	大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会設置要綱	53
資料 5-2	大容量泡放射システム輸送要領	55
資料 5-3	香川地区大量排出油防除協議会会則	63
資料 5-4	備讃瀬戸海域排出油防除協議会連合会会則	66
資料 5-5	地域住民の避難計画について	68
資料 5-6	避難勧告、指示の具体的基準のイメージ	71
資料 5-7	災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定	72
資料 5-8	香川県緊急通行車両確認要綱	74

資料 1-1

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令
(昭和 51 年政令第 192 号)

最終改正：平成 27 年 12 月 4 日政令第 404 号

内閣は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
 - 2 別表に規定する主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。
 - 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。
- 附則(略)

別表(抄)

59 番の州地区

香川県坂出市瀬居町字西浦、番の州緑町、番の州町及び川崎町の区域のうち主務大臣の定める区域

資料 1-2

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定
(昭和 51 年 7 月 14 日通商産業省・自治省告示第 1 号)

最終改正：平成 27 年 12 月 4 日総務省・経済産業省告示第 4 号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和 51 年政令第 192 号)別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

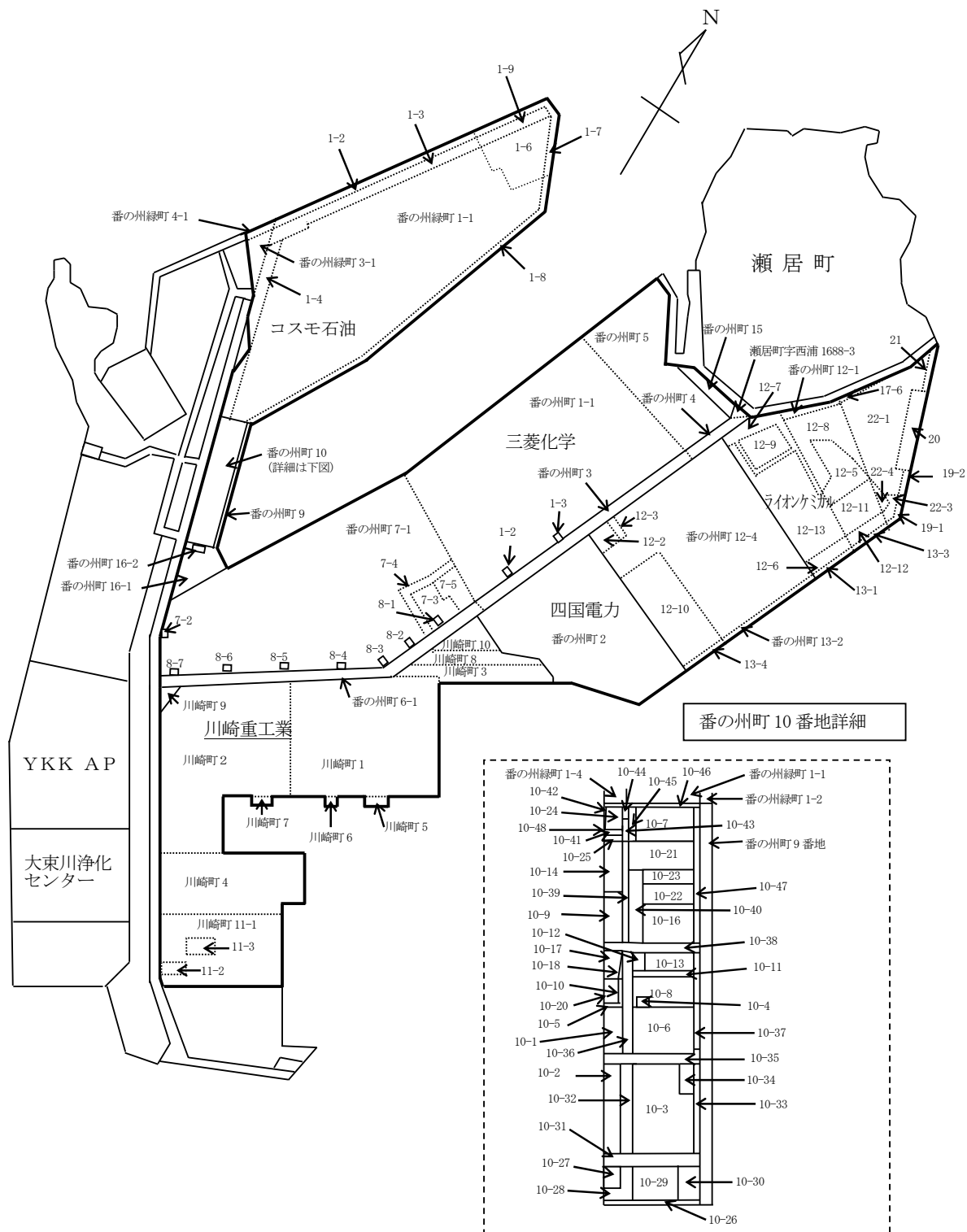
石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定(関係部分のみ抜粋)

59 番の州地区

香川県坂出市の次の区域

- (1) 瀬居町字西浦 1688 番地の 3 の区域
- (2) 番の州緑町 1 番地の 1 から 1 番地の 4 まで、1 番地の 6 から 1 番地の 9 まで、3 番地の 1 及び 4 番地の 1 の区域
- (3) 番の州町 1 番地の 1 から 1 番地の 3 まで、2 番地から 5 番地まで、6 番地の 1、7 番地の 1 から 7 番地の 5 まで、8 番地の 1 から 8 番地の 7 まで、9 番地、10 番地の 1 から 10 番地の 14 まで、10 番地の 16 から 10 番地の 18 まで、10 番地の 20 から 10 番地の 25 まで、12 番地の 1 から 12 番地の 8 まで、13 番地の 1 から 13 番地の 3 まで、15 番地、16 番地の 1、16 番地の 2、17 番地の 6、19 番地の 1、19 番地の 2、20 番地、21 番地、22 番地の 1 及び 22 番地の 3 の区域
- (4) 川崎町 1 番地から 10 番地まで及び 11 番地の 1 から 11 番地の 3 までの区域

特別防災区域地籍略図(平成 28 年 4 月 21 日現在)



平成28年4月22日現在

平成28年4月22日現在

町名	地番	地目	地積[m ²]	所有権	備考	町名	地番	地目	地積[m ²]	所有権	備考
番の州緑町	1-1	宅	637,154.21	コスモ石油㈱		番の州町	10-32	雑	1,118	坂出市	
番の州緑町	1-2	堤	5,133	コスモ石油㈱		番の州町	10-33	雑	572	坂出市	
番の州緑町	1-3	雑	43,404	コスモ石油㈱		番の州町	10-34	雑	820	坂出市	
番の州緑町	1-4	雑	17,027	コスモ石油㈱		番の州町	10-35	公道	1,141	坂出市	
番の州緑町	1-6	宅	55,284.76	坂出LNG㈱		番の州町	10-36	雑	1,335	坂出市	
番の州緑町	1-7	堤	4,068	坂出LNG㈱		番の州町	10-37	雑	645	坂出市	
番の州緑町	1-8	堤	9,510	コスモ石油㈱		番の州町	10-38	公道	1,129	坂出市	
番の州緑町	1-9	宅	15,265.20	坂出LNG㈱		番の州町	10-39	雑	1,058	坂出市	
番の州緑町	3-1	雑	10,117	コスモ石油㈱		番の州町	10-40	公道	911	坂出市	
番の州緑町	4-1	堤	493	コスモ石油㈱		番の州町	10-41	公道	131	坂出市	
番の州町	1-1	宅	577,557.83	三菱化学㈱		番の州町	10-42	公道	17	坂出市	
番の州町	1-2	雑	144	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	10-43	雑	158	坂出市	
番の州町	1-3	雑	144	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	10-44	雑	143	坂出市	
番の州町	2	雑	287,197	三菱化学㈱		番の州町	10-45	雑	144	坂出市	
番の州町	3	公道	34,300	香川県	県道瀬居坂出港線	番の州町	10-46	雑	323	坂出市	
番の州町	4	公道	7,111	香川県	県道瀬居坂出港線	番の州町	10-47	雑	686	坂出市	
番の州町	5	宅	157,339.01	三菱化学㈱		番の州町	10-48	公道	3	坂出市	
番の州町	6-1	公道	49,183	香川県	県道瀬居坂出港線	番の州町	12-1	公道	11,500.00	香川県	
番の州町	7-1	宅	597,007.23	三菱化学㈱		番の州町	12-2	宅	8,551.00	三菱化学㈱	
番の州町	7-2	雑	143	四国電力㈱		番の州町	12-3	宅	1,350.05	三菱化学㈱	
番の州町	7-3	宅	12,006.24	三菱化学㈱		番の州町	12-4	宅	308,295.67	三菱化学㈱	
番の州町	7-4	宅	1,695.00	三菱化学㈱		番の州町	12-5	宅	38,230.67	ライオン㈱	
番の州町	7-5	宅	3,792.85	三菱化学㈱		番の州町	12-6	宅	3,826.79	ライオン㈱	
番の州町	8-1	雑	144.00	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-7	宅	17,099.10	ライオン㈱	
番の州町	8-2	雑	144.00	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-8	宅	50,609.78	ライオンケミカル㈱	
番の州町	8-3	雑	143	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-9	宅	35,000.06	ライオン㈱	
番の州町	8-4	雑	144.00	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-10	宅	67,965.91	ライオン㈱	
番の州町	8-5	雑	144.00	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-11	宅	34,269.12	ライオン㈱	
番の州町	8-6	雑	143	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-12	宅	2,371.24	ライオン㈱	
番の州町	8-7	雑	225.00	四国電力㈱	鉄塔敷	番の州町	12-13	宅	114,180	ライオン㈱	
番の州町	9	雑	3,375	坂出市		番の州町	13-1	雑	952	ライオン㈱	
番の州町	10-1	宅	1,336.73	本州四国総合開発㈱		番の州町	13-2	雑	1,667	三菱化学㈱	
番の州町	10-2	宅	2,726.16	坂出・宇多津広域行政事務組合		番の州町	13-3	雑	523	ライオン㈱	
番の州町	10-3	宅	8,564.66	坂出・宇多津広域行政事務組合		番の州町	13-4	雑	480	四国電力㈱	
番の州町	10-4	雑	231	四国電力㈱		番の州町	15	雑	13,249.00	香川県	
番の州町	10-5	雑	18	四国電力㈱		番の州町	16-1	宅	11,523	三菱化学㈱	
番の州町	10-6	雑	4,720	四国輸送㈱		番の州町	16-2	雑	144	四国電力㈱	鉄塔敷
番の州町	10-7	雑	2,340	権石産業㈱		番の州町	17-6	雑	110	ライオンケミカル㈱	
番の州町	10-8	宅	2,311.48	藤田石材㈱		番の州町	19-1	雑	831	ライオン㈱	
番の州町	10-9	宅	1,384.04	個人		番の州町	19-2	雑	305	ライオンケミカル㈱	
番の州町	10-10	雑	18	坂出市		番の州町	20	雑	7,667	ライオンケミカル㈱	
番の州町	10-11	宅	952.79	藤田石材㈱		番の州町	21	雑	194	ライオンケミカル㈱	
番の州町	10-12	公道	346	坂出市		番の州町	22-1	雑	116,130	ライオンケミカル㈱	
番の州町	10-13	宅	2,114.27	神戸装備工業㈱		番の州町	22-3	雑	9,267	ライオン㈱	
番の州町	10-14	宅	1,172.00	個人		番の州町	22-4	雑	3,469	ライオン㈱	
番の州町	10-16	雑	2,967	藤誠昌堂		瀬居町字西ノ浦	1688-3	公道	790.00	香川県	県道瀬居坂出港線
番の州町	10-17	雑	825.71	個人		川崎町	1	宅	275,845.36	川崎重工業㈱	
番の州町	10-18	雑	6.45	坂出市		川崎町	2	宅	284,702.75	川崎重工業㈱	
番の州町	10-20	雑	862	中讃通運㈱		川崎町	3	宅	62,129.99	川崎重工業㈱	
番の州町	10-21	雑	2,379	住若海運㈱		川崎町	4	宅	131,696.94	川崎重工業㈱	
番の州町	10-22	雑	1,324	大石塗装㈱		川崎町	5	宅	2,088.60	川崎重工業㈱	
番の州町	10-23	雑	1,249	南予州興業		川崎町	6	宅	399.92	川崎重工業㈱	
番の州町	10-24	宅	458.40	榑木田工業		川崎町	7	宅	336.55	川崎重工業㈱	
番の州町	10-25	雑	116	個人		川崎町	8	宅	17,657	川崎重工業㈱	
番の州町	10-26	雑	281	坂出市		川崎町	9	公道	5,504.00	香川県	県道瀬居坂出港線
番の州町	10-27	雑	299	坂出市		川崎町	10	宅	30,898.60	川崎重工業㈱	
番の州町	10-28	雑	434	坂出市		川崎町	11-1	宅	95,670.77	川崎重工業㈱	
番の州町	10-29	雑	1,541	坂出市		川崎町	11-2	宅	6,073.33	川崎重工業㈱	
番の州町	10-30	雑	326	坂出市		川崎町	11-3	宅	3,085.02	川崎重工業㈱	
番の州町	10-31	公道	1,107	坂出市		面積合計(少数点以下四捨五入)			4,358,922		

住所 坂出市川崎町 1 番地
氏名 川崎重工業株式会社坂出造船事業部 取締役事業部長 松永和介

石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 2 条第 5 号の規定により、貴事業所を第二種事業所に指定します。

昭和 51 年 7 月 28 日 香川県知事 前川忠夫

資料 2-1

香川県石油コンビナート等防災本部条例

香川県石油コンビナート等防災本部条例をここに公布する。

昭和 51 年 7 月 13 日 香川県知事 前川忠夫

香川県条例第 21 号

香川県石油コンビナート等防災本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 28 条第 8 項の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事)

第 2 条 防災本部に幹事を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第 3 条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(以下略)

資料 2-2

香川県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和 51 年 7 月 14 日 香川県知事 前川忠夫

香川県規則第 37 号

香川県石油コンビナート等防災本部条例の施行期日を定める規則

香川県石油コンビナート等防災本部条例(昭和 51 年香川県条例第 21 号)の施行期日は、昭和 51 年 7 月 15 日とする。

香川県石油コンビナート等防災本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年香川県条例第21号)第4条の規定に基づき、香川県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部会議)

第2条 防災本部に本部会議を置き、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項に規定する防災本部の所掌事務のうち重要な事項について協議決定する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 本部員は、必要があると認めるときは、本部長に対し本部会議の招集を求めることができる。
- 4 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 5 本部会議の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 本部員はやむを得ない事由により本部会議に出席できないときは、その代理者を本部会議に出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、その本部会議において本部員とみなす。

(専決処分)

第4条 本部長は、やむを得ない理由により本部会議を開く暇がないと認めるときは、防災本部の所掌事務について専決処分をすることができる。

- 2 本部長は、前項の規定による専決処分をしたときは、その旨を次の本部会議に報告するものとする。

(職務代理)

第5条 本部長に事故あるときは、副知事がその職務を代理する。本部長、副知事ともに事故あるときは、知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成23年香川県規則第56号)において定められた職員が順にその職務を代理する。

(部会)

第6条 本部長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(幹事会)

第7条 防災本部の所掌事務を円滑に遂行するため、防災本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 本部会議に提出する議案に関すること。
 - 二 防災本部の所掌事務に関し、資料の収集、調査をすること。
 - 三 その他本部会議が必要と認める事項に関すること。

(異動等の報告)

第8条 本部員及び幹事は、異動が生じた場合は速やかに本部長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 防災本部の庶務は、香川県危機管理総局において行う。

(雑則)

第10条 この要綱が定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

(中略)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

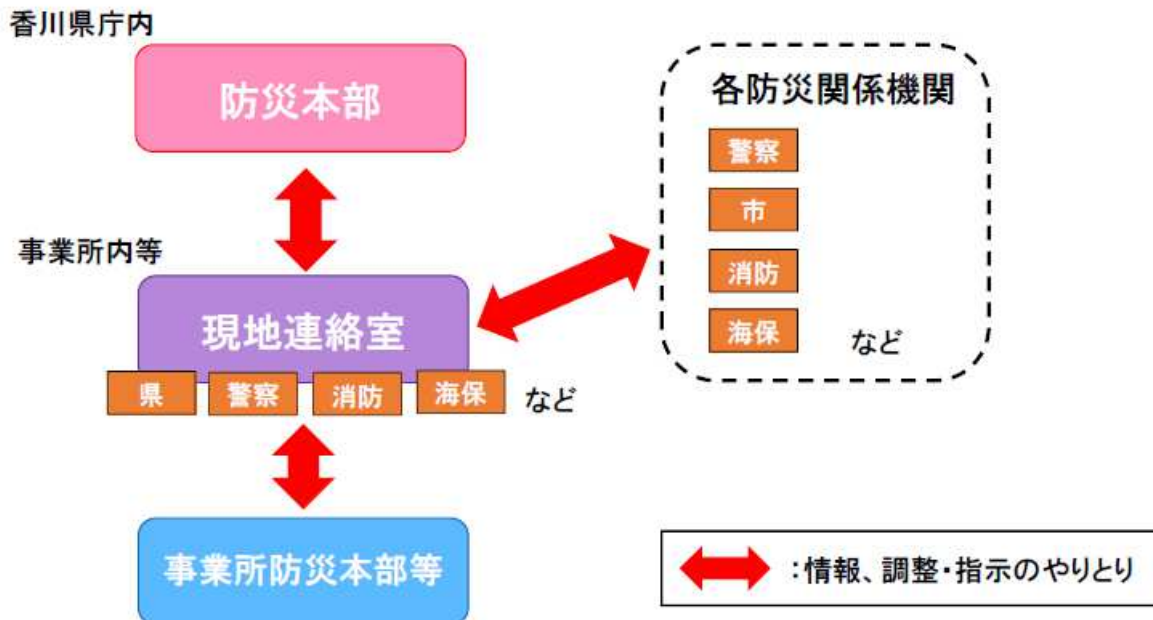
香川県石油コンビナート等防災本部 本部員・幹事名簿（平成28年4月1日）

本部長：香川県知事

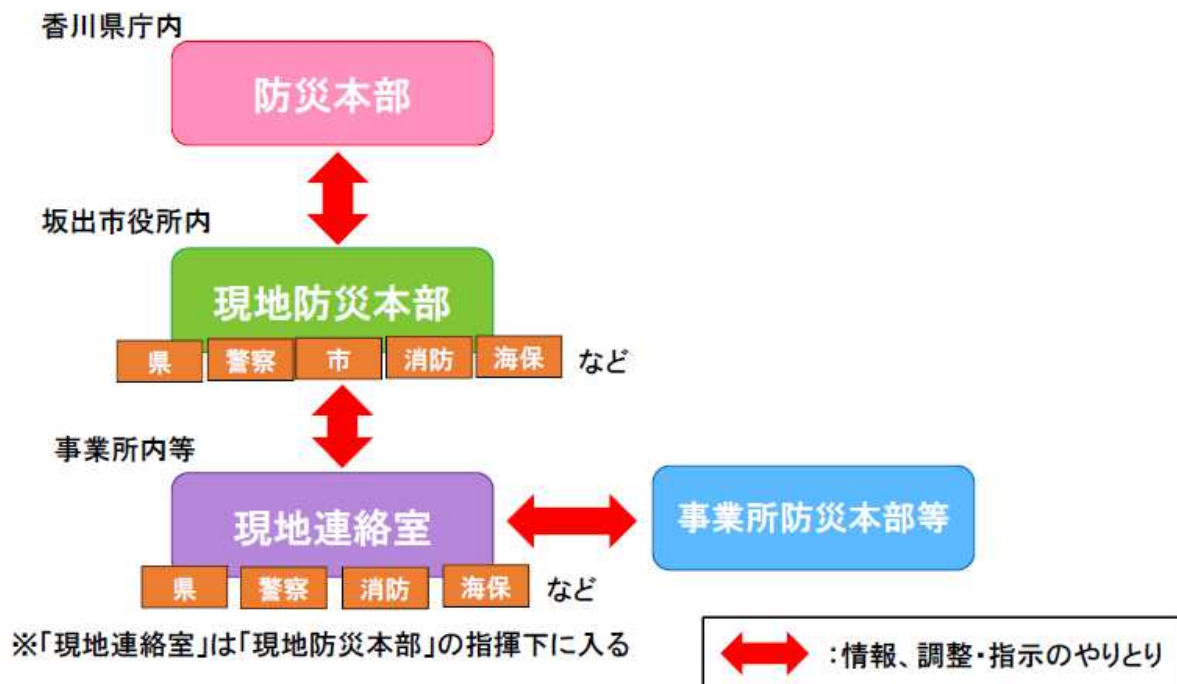
	本 部 員	幹 事
1号	四国管区警察局長	災害対策官
	中国四国産業保安監督部四国支部長	保安課長
	四国地方整備局長	香川河川国道事務所長
		高松港湾・空港整備事務所長
	高松海上保安部長	警備救難課長
	香川労働局長	健康安全課長
2号	陸上自衛隊第15普通科連隊長	第3科長
3号	警察本部長	警備課長
4号	危機管理総局長	危機管理総局参事(政策部)
		危機管理総局参事(総務部)
		危機管理総局参事(環境森林部)
		危機管理総局参事(健康福祉部)
		危機管理総局参事(商工労働部)
		危機管理総局参事(交流推進部)
		危機管理総局参事(農政水産部)
		危機管理総局参事(土木部)
		危機管理総局参事(水道局)
		危機管理総局参事(病院局)
		危機管理総局参事(教育委員会)
危機管理総局参事(警察本部)		
5号	坂出市長	副市長
		教育長
		総務部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		建設経済部長
		教育部長
6号	宇多津町長	危機管理課長
	高松市長	危機管理課長
7号	坂出市消防長	予防課長
	高松市消防局長	予防課長
8号	コスモ石油(株)坂出物流基地長	坂出コスモ興産(株)基地管理部防災課長
		三菱化学(株)坂出事業所 RC推進部保安グループマネージャー
		四国電力(株)火力本部坂出發電所 環境技術課長
		ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所 安全環境管理室長
		川崎重工業(株)坂出造船工場 総務部総務課長
9号	日本赤十字社香川県支部事務局長	事業推進課長
	(一社)坂出市医師会長	副会長
	日本放送協会高松放送局長	放送部長
	西日本放送(株)代表取締役社長	報道制作部長
	(株)瀬戸内海放送 取締役常務執行役員	報道クリエイティブユニットマネージャー
	四国経済産業局長	総務企画部総合調整・防災担当参事官
	(公社)香川県看護協会 第4支部副支部長	協会員

現地連絡室の設置

① 「現地防災本部」が設置されるまでの間、又は設置されない場合



② 「現地防災本部」が設置される場合



番の州地区特別防災協議会会則

(目的)

第1条 本会は、番の州工業地区の災害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この会則に用いる用語の意義は次による。

- (1) 災害 — 火事・爆発・石油等の漏洩、若しくは流出・その他の事故、又は地震・津波その他の自然現象により生じる被害をいう。

(名称及び事務局)

第3条 本会は、「番の州地区特別防災協議会」と称し、事務局を会長事務所におく。

(会員)

第4条 本会の会員は、番の州工業地区に所在する事業所であつて、本会の趣旨に賛同し、且つ本会の承認を得た事業所とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害の発生又は、拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は、拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 災害の発生又は、拡大の防止に関する従業員教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) 災害時の相互援助に関する事項
- (6) 本会の目的達成のために必要な事項

(協議会)

第6条 本会は、原則として毎月1回、協議会を開催する。

(臨時協議会)

第7条 会長は、必要に応じ臨時協議会を招集することができる。

(役員)

第8条 本会の業務を推進するために、次の役員をおく。任期は1年とする。但し、会長については再任を妨げない。

- (1) 会長 会員の互選による。会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 幹事 会員の輪番制により定める。協議会の招集、その他本会の運営に必要な業務を行い、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会計)

第9条 本会の運営費は、必要の都度、会員の承認を得て決定し、臨時会費を徴収してこれに充てる。

(内規)

第10条 本会は、必要の都度会員の承認を得て、会員相互の協定を別に定めることができる。

(顧問)

第11条 本会は次の顧問を設ける。

香川県危機管理総局危機管理課長
坂出市消防長
坂出海上保安署長
坂出労働基準監督署長
坂出警察署長
坂出医師会長

附 則

- 1 この会則は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この会則を証するため、本書6通を作成し、記名押印の上会員がそれぞれの1通を保有する。

番の州地区特別防災協議会防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、会則第5条に基づき、番の州地区特別防災協議会会員事業所(以下「会員」という。)の災害に際して、相互に応援し、早期に災害の拡大の防止を図ると共に、社会公共の安寧の保持に寄与することを目的とする。

(応援要請)

第2条 会員は、事業所に災害が発生した場合は、この協定に基づく応援を要請することができる。

(応援)

第3条 会員は、応援の要請があったときは、自事業所の保安に支障をきたさないと認める範囲において、誠意をもって速やかに所属の応援隊を派遣すると共に、必要な防災資機材を提供して、迅速に防災活動を応援するものとする。

(応援隊の活動)

第4条 応援隊は、現場にある防災機関(陸上災害にあつては、坂出市消防本部・海上災害にあつては、高松海上保安部)の指揮を受けて防災、その他の活動に従事するものとする。

(経費の負担及び、災害補償)

第5条 応援のために要した経費等の負担、及び、災害補償については、別途定めるものとする。

(訓練)

第6条 災害における応援活動を迅速適切に行うために毎年1回以上、各事業所毎に、又は、共同で訓練を実施するものとする。

(研究会議)

第7条 この協定を有効適切に運用するために、原則として毎年1回、防災技術研究会を輪番制により開催するものとする。

(応援計画等)

第8条 会員は、応援に必要な出動計画、その他の細部の事項を定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた場合は、その都度会員が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。

2 この協定を証するため、本書6通を作成、記名押印の上、各1通を会員がそれぞれ保有するものとする。

坂出市と坂出海上保安署との業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、坂出市行政区域内の海域および海域に隣接した場所ならびに与島、岩黒島、櫃石島等（以下「島しょ部」という。）において船舶火災などの災害等および傷病者が発生した場合における坂出市（以下「甲」という。）と坂出海上保安署（以下「乙」という。）の業務責任を明らかにするとともに、甲と乙の協力体制を確立し、相互の機能を活用して海域および海域に隣接した場所ならびに島しょ部における防災活動および救急活動の万全を期することを目的とする。

(協定適用区域)

第2条 この協定を適用する区域は、坂出市行政区域内の海域および海域に隣接した場所ならびに島しょ部とする。

(船舶火災の担当)

第3条 次に掲げる船舶（消防法第2条に規定する「舟」を含む。）の消火活動は、主として甲が担当するものとし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭および岸壁に係留された船舶および上架または入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

2 前項に掲げる船舶以外の船舶の消火活動は、乙が担当し、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担当にかかる船舶を火災発生後ふ頭または岸壁から離す場合および乙の担当にかかる船舶を火災発生後ふ頭または岸壁にけい留する場合は、事前に甲および乙が協議の上実施し、相互に協力して消火活動を行なうものとする。

(甲から乙への要請)

第4条 甲は、海域に隣接した場所で災害等が発生した場合において特に必要があると認めるときは、乙に協力の要請をすることができる。この場合における乙の出動範囲は、巡視船艇の行動可能な水域とする。

2 甲は、島しょ部で災害等および傷病者が発生した場合において特に必要があると認めるときは、乙に消防隊の海上輸送について協力の要請をすることができる。

3 前項の場合において傷病者を海上輸送するときは、当該傷病者は、甲の管理の下に輸送されるものとする。

(乙から甲への要請)

第5条 乙は、海上保安庁法第2条に規定する海難救助および海洋汚染等（以下単に「海難救助または海洋汚染等」という。）の事態が生じた場合において必要があると認めるときは、甲に協力の要請をすることができる。この場合における甲の出動範囲は、消防隊の活動可能な水域とする。

(相互協力)

第6条 甲および乙は、相互の協力要請に対し、真摯かつ最善の協力を行うものとする。

(火災の通報)

第7条 甲または乙は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(火災原因の調査)

第8条 船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲および乙が協議して行なうものとする。

(消防てん末の通報)

第9条 甲または乙は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を連絡するものとする。

(経費の負担)

第10条 本協定に基づく対応に要した経費は、対応した機関がそれぞれ負担するものとする。
ただし、特に多額の経費が要した場合は、その都度甲および乙が協議の上定めるものとする。
(情報の交換)

第11条 甲および乙は、法令に定めるものの他、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の
備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報に
ついては、相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第12条 甲および乙は、大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、
坂出市防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進（雑則）

第13条 この協定で定めるものの他必要な事項は、甲および乙が協議の上定めるものとする。
付 則

1 この協定は、平成24年3月1日から実施する。

2 この協定の発行に伴い、「昭和46年4月1日付の坂出市(坂出市消防本部)と坂出海上保安署との業務協定」は廃止する。

3 この協定書は2通作成し、各関係の長が記名押印してして各自1通所持する。

平成24年 2月28日

甲 坂出市室町二丁目3番5号
坂 出 市 長

乙 坂出市入船町一丁目6番10号
坂出海上保安署長

香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害時」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長(以下「受援側の長」という。)の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長(以下「受援側の長」という。)に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書(別紙様式1)を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況(別紙様式2)を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として受援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により、必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和61年12月1日

別紙様式1

第 号
年 月 日

殿

市 町 等 の 長 印

特 別 応 援 要 請 書

香川県消防相互応援協定第4条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発 災 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
要請応援隊の人員及び 機械器具、消火薬剤等の 種 別 数 量	
要 請 活 動 内 容	
集 結 地	
そ の 他 必 要 事 項	

別紙様式2

第 号
年 月 日

殿

市 町 等 の 長 印

応 援 活 動 報 告 書

香川県消防相互応援協定第5条第3項により下記のとおり報告します。

記

災 害 種 別					
発 災 日 時	年 月 日 時 分				
発 生 場 所					
受 信 日 時	年 月 日 時 分				
要 請 者 名					
応 援 隊 の 人 員 及 び 機 械 器 具 、 消 火 薬 剤 等 の 種 別 数 量	応援隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰着時分	走行距離
そ の 他 必 要 事 項					

災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理（火葬等）に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

- 2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例（平成18年条例第57号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

香川県防災資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材(以下「資機材」という。)の運用について必要な事項を定める。

(配置等)

第2条 資機材は、別表配置場所欄に掲げる場所に配置する。

2 資機材の使用、管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

(用途の指定)

第3条 資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

(貸付けの手續等)

第4条 各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難いときは、口頭によることができる。この場合においては事後速やかに所定の手続きをするものとする。

2 知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町(以下「管理市町」という。)の長に貸付けの決定をした旨の通知をするものとする。

3 貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときは、資機材借用書(第2号様式)を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

(応援の要請等)

第5条 貸付けを受ける市町(以下「借受市町」という。)の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

2 資機材は、借受け市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

(貸付期間)

第6条 資機材の貸付期間は、当該貸付けの目的を遂行するための必要な期間とする。

(使用後の報告)

第7条 借受け市町の長は、資機材を使用した後に速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用日時
- (3) 使用場所
- (4) 使用資機材数量
- (5) その他知事が必要と認める事項

(費用の負担)

第8条 資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受け市町において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

資 機 材 貸 付 申 請 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称 印

下記により物品の貸付けを受けたいので、申請します。

記

品 名	数 量	借 受 期 間
		. . ~ . .
		. . ~ . .
		. . ~ . .
		. . ~ . .

理由

第2号様式(第4条関係)

資 機 材 借 用 書

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称 印

年 月 日下記の物品を借受けました。

記

品 名	数 量	借 受 期 間
		. . ~ . .
		. . ~ . .
		. . ~ . .
		. . ~ . .

理由

第7条関係(使用報告)

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

使用者住所
氏 名

防 災 資 機 材 使 用 報 告 書

次のとおり防災資機材を使用したので、香川県防災資機材運用要綱第7条の規定により報告します。

(1) 使 用 目 的	
(2) 使 用 日 時	
(3) 使 用 場 所	
(4) 使用資機材数量	
(5) その他(使用概要等)	

防災相互応援協定(岡山県・香川県)

(目的)

第1条 この協定は、岡山県(以下「甲」という。)と香川県(以下「乙」という。)との間で、特殊災害の発生のおそれのある場合に対処するため、災害対策基本法第74条の規定に基づき相互の迅速かつ適切な通報、連絡及び相互応援体制について定め、もって特殊災害の被害を最小限に止めること及び発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 特殊災害とは、石油コンビナート地帯における油火災、備讃瀬戸海域におけるタンカー事故による油の流出等の広域かつ大規模な災害をいう。

(通報及び連絡)

第3条 甲又は乙は、それぞれの行政区域内に特殊災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、乙又は甲に対し速やかにその状況を通報するとともに相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第4条 甲又は乙の行政区域内に特殊災害が発生した場合並びに発生のおそれがある場合で、被害を最小限に防止するため必要があると認めるときは、乙又は甲に対して応援の要請をすることができる。

(応援事項)

第5条 前条の応援要請事項は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び応急措置等に関する情報資料の提供
- (2) 流出油処理剤、化学消火剤及びオイルフェンス等必要資機材の援助
- (3) 職種別に必要な人員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

(費用負担)

第6条 応援に要した費用は、受援者の負担とする。ただし、特に必要がある場合には、甲及び乙が協議して定めることができる。

(連絡協議会)

第7条 甲及び乙の相互応援体制の円滑化を図るため、甲、乙及び関係市町等をもって構成する特殊災害連絡協議会を設置し、別に定めるところにより、必要の都度会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年5月10日から施行する。
- 2 この協定書は、2通作成し、甲、乙各1通を所持する。

昭和48年5月10日

甲 岡山県知事 長野士郎
乙 香川県知事 金子正則

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。
（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。
（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を

作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

- 2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者
鳥取県知事 平井伸治

徳島県代表者
徳島県知事 飯泉嘉門

島根県代表者
島根県知事 溝口善兵衛

香川県代表者
香川県知事 浜田恵造

岡山県代表者
岡山県知事 石井正弘

愛媛県代表者
愛媛県知事 中村時広

広島県代表者
広島県知事 湯崎英彦

高知県代表者
高知県知事 尾崎正直

山口県代表者
山口県知事 二井関成

危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国 4 県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成 7 年 10 月 20 日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、四国 4 県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3） 前 2 号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第 2 条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第 3 条 震度 6 以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第 4 条 四国 4 県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第 5 条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 物資及び資機材の提供
- （2） 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- （3） 職員の派遣
- （4） 試験検査等の実施その他の役務の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第 6 条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県知事	真	鍋	武	紀
愛媛県知事	加	戸	守	行
高知県知事	橋	本	大	二郎

[応援経費の負担等基準]

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

協定第4条第4号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算定した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

- (1) 応援をした県は、協定第6条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

区 分	経 費
第4条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第4条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上費、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第4条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第4条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第4条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした県の知事名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請の手続)

第2条 広域応援を要請しようとする危機事象発生県（以下「応援要請県」という。）は、危機事象が発生していない県に対し、別表に定めるところにより、速やかに広域応援の調整依頼を行うものとする。

2 前項の依頼を受けた県は、危機事象が発生していない他の県と調整し、応援幹事県を決定するものとする。この場合において、応援幹事県となった県は、その旨を応援要請県に連絡するものとする。

3 前項後段の連絡を受けた応援要請県は、応援幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の種類、内容等に関する次の事項を記載した応援要請書を提出するものとする。ただし、そのいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は電子メール等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段、輸送経路等

(2) 人的応援を要請する場合は、活動内容、職種、人員、派遣要請場所、派遣期間、交通手段及び宿泊所

(3) その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及びその期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

4 協定第3条の規定による自主的応援出動が行われた場合にあつては、その状況に応じて、協議により応援幹事県を決定するものとし、広域応援を受けた応援要請県は、後日、応援実績に応じ、応援幹事県に対し、前項の応援要請書を送付するものとする。

5 危機事象発生県は、被害の状況が不明の場合は、必要に応じ、応援幹事県に航空偵察等による被害状況調査を要請後、広域応援を要請することができる。この場合において、当該調査の要請を受けた広域幹事県は、速やかに要請に基づく航空偵察等を実施するものとする。

(広域応援の実施の手続)

第3条 広域応援の要請を受けた応援幹事県は、必要に応じて危機事象発生県以外の県に対して広域応援への参加を要請するとともに、応援要請県及び危機事象発生県以外の県と速やかに調整の上、次の事項に係る応援計画を作成するものとする。

(1) 物的応援にあつては、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資到達までの所要時間

(2) 人的応援にあつては、活動内容、職種、人員、派遣場所、派遣期間、派遣場所までの所要時間及び宿泊所

(3) その他の応援にあつては、応援の種類、内容及び期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援幹事県は、前項の応援計画に基づき、同項の応援参加県と共同で、広域応援を実施するとともに、後日、応援実績を記載した応援通知書を応援要請県に送付するものとする。

(手続に関する特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、広域応援の要請及び実施の手続きについては、危機事象の特性に応じて、別に定めることができる。

(広域応援の経費の負担等)

第5条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第1

12号)第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第6条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第7条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

(施行)

第9条 この実施細目は、平成19年2月5日から施行する。

この協定実施細目を締結したことを証するため、この協定実施細目4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県政策監	武市 修一
香川県防災局長	細松 英正
愛媛県県民環境部長	三好 大三郎
高知県理事(危機管理担当)	中村 文雄

別表(第2条関係)

応援要請県	広域応援を要請する際の連絡先の県		
	第1順位	第2順位	第3順位
徳島県	香川県	愛媛県	高知県
香川県	愛媛県	高知県	徳島県
愛媛県	高知県	徳島県	香川県
高知県	徳島県	香川県	愛媛県

備考 連絡先の県が危機事象発生県である場合には、次順位の県に連絡を行う。

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機現象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療関係への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 全各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
 - 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
 - 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
 - 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
 - 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめの結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項にかかる調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加わる団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が蒸気の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表(第3条関係)

ブロック	都道府県	市町村
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県	いわき市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長
青山 剛

釧路市長
蝦名大也

苫小牧市長
岩倉博文

伊達市長
菊谷秀吉

石狩市長
田岡克介

北斗市長
高谷寿峰

青森市長
鹿内 博

八戸市長
小林 眞

秋田市長
穂積 志

男鹿市長
渡部幸男

久慈市長
山内隆文

酒田市長
阿部寿一

仙台市長
奥山恵美子

多賀城市長
菊池健次郎

千葉市長
熊谷俊人

船橋市長
藤代孝七

袖ヶ浦市長
出口 清

横須賀市長
吉田雄人

富山市長
森 雅志

半田市長
榊原純夫

東海市長
鈴木淳雄

四日市市長
田中俊行

泉大津市長
神谷 昇

高石市長
阪口伸六

有田市長
望月良男

玉野市長
黒田 晋

松山市長
野志克仁

下関市長
中尾友昭

周南市長
木村健一郎

岩国市長
福田良彦

塩竈市長
佐藤 昭

北茨城市町
豊田 稔

市川市長
大久保 博

市原市長
佐久間 隆義

横浜市長
林 文子

新潟市長
篠田 昭

金沢市長
山野之義

碧南市長
禰亘田政信

知多市長
加藤 功

堺市長
竹山修身

松原市長
澤井宏文

海南市長
神出政巳

倉敷市長
伊東香織

坂出市長
綾 宏

大竹市長
入山欣郎

宇部市長
久保田后子

防府市長
松浦正人

山陽小野田市長
白井博文

和木町長
古木哲夫

中間市長
松下俊男

大分市長
釘宮 磐

鹿児島市長
森 博幸

北九州市長
北橋健治

唐津市長
坂井俊之

八代市長
福島和敏

うるま市長
島袋俊夫

地震及び津波による主な被害事例

- ・昭和 19 年 東南海地震津波
高さ 7m の津波により三重県二木島の重油タンク（石油缶 3,000～4,000 個分程の大きさで当時は空であった）が 300m 以上押し流された。
- ・昭和 35 年 チリ津波
岩手県大槌。波高 3.8m で石油タンクが水に浮き押し出され、傾いていた。なお、タンクの大きさは不明である。
- ・昭和 39 年 新潟地震津波
新潟市で石油タンクの火災が 2 件発生。1 件は地震直後に浮屋根式重油タンクのスロッシングが起り出火したもので、津波は関わっていない。もう 1 件は地震後約 5 時間経って出火した 2 次火災であり、地震で亀裂の入ったタンクから漏洩したガソリンが、地震で溢れ出た地下水と津波のために拡がり延焼。これらの火災は地震から 15 日後に鎮火した。なお、この地震では地盤の液状化による建造物の被害が大きかった。
- ・昭和 43 年 十勝沖地震津波
青森県八戸港で 2,000t のタンカーがジェット燃料 4,000kl を揚陸中に津波に遭遇。沖合い脱出を図ったが防波堤に激突し燃料約 300kl が流出した。オイルフェンスなどによる拡大防止措置により、火災には至らなかった。
- ・昭和 58 年 日本海中部地震津波
秋田県船川港。42,000t のタンカーが揚油中に海震を感じ、直ちに作業を中止した。津波は地震発生後約 30 分で来襲したため、ローディングアームやギャングウェイの取り外しが間に合わずこれらの破損が生じると共に、係留索が切断したため船体が船尾方向に最大 100m 前後移動したが、事故には発展しなかった。津波の最大打ち上げ高は約 1.2m であった。
- ・平成 15 年 十勝沖地震津波
北海道苫小牧地区において、震度 5 弱程度が観測されたが、同地区の製油所のタンクでスロッシングによる浮屋根の損傷・沈降が発生し、そのうち 1 基で全面火災が発生するなど甚大な被害が生じた。
- ・平成 23 年 東北地方太平洋沖地震津波
岩手県久慈地区及び宮城県仙台地区を始めとした複数の特定事業所において、津波によるタンクの破損、石油の流出又は火災が発生した。茨城県鹿島地区及び千葉県京葉臨海中部地区では、可燃性高圧ガス施設の火災が発生した。

香川県地震・津波被害想定（第一次公表）

香川県では、平成 24 年度に下表の地震を想定して震度分布や津波浸水等を推計しているⁱ。

本資料では、南海トラフの地震（最大クラス及び発生頻度の高いもの）及び直下型地震（中央構造線、長尾断層）による地震動及び液状化危険度の予測結果、南海トラフの地震（最大クラス）の津波水位予測及び海面変動影響開始時間の予測結果を示す。

表 香川県地震・津波被害想定の対象地震

タイプ	海溝型地震		直下型地震	
	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
震源域	最大クラス	発生頻度の高いもの		
地震	○(Mw9.0)	○(Mw8.7)	○(M8.0)	○(M7.1)
津波	○(Mw9.1)	○(Mw8.7)	—	—

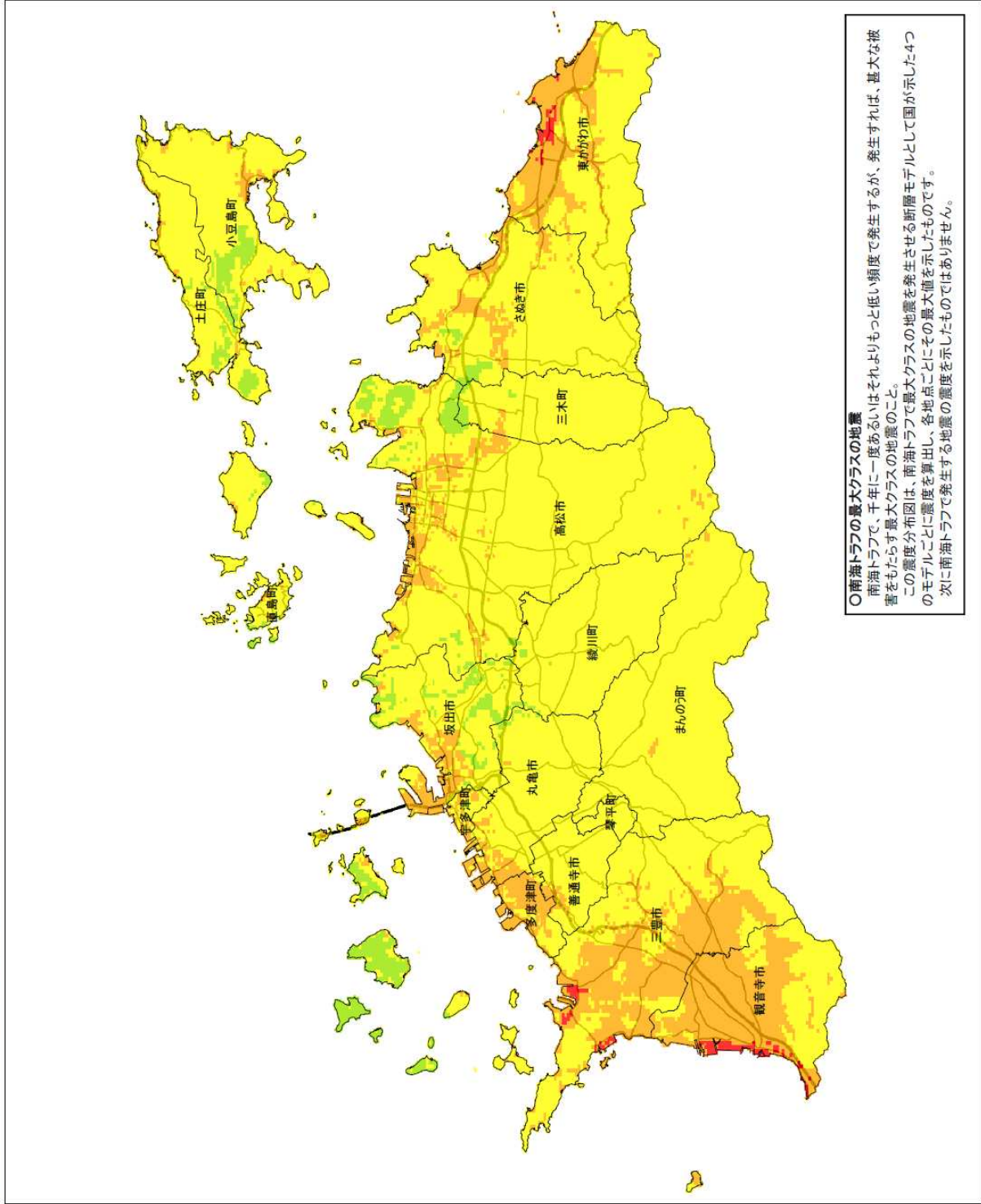
(注) Mw:モーメントマグニチュード

M:マグニチュード

ⁱ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/tunami/1jikoouhyou/kendokuji.html>

ⁱⁱ 香川県危機管理総局危機管理課：香川県地震・津波被害想定（第一次公表），2013

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



○南海トラフの最大クラスの地震
 南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。
 この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させさせる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。
 次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。

※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

0 5 10 20 30 キロメートル



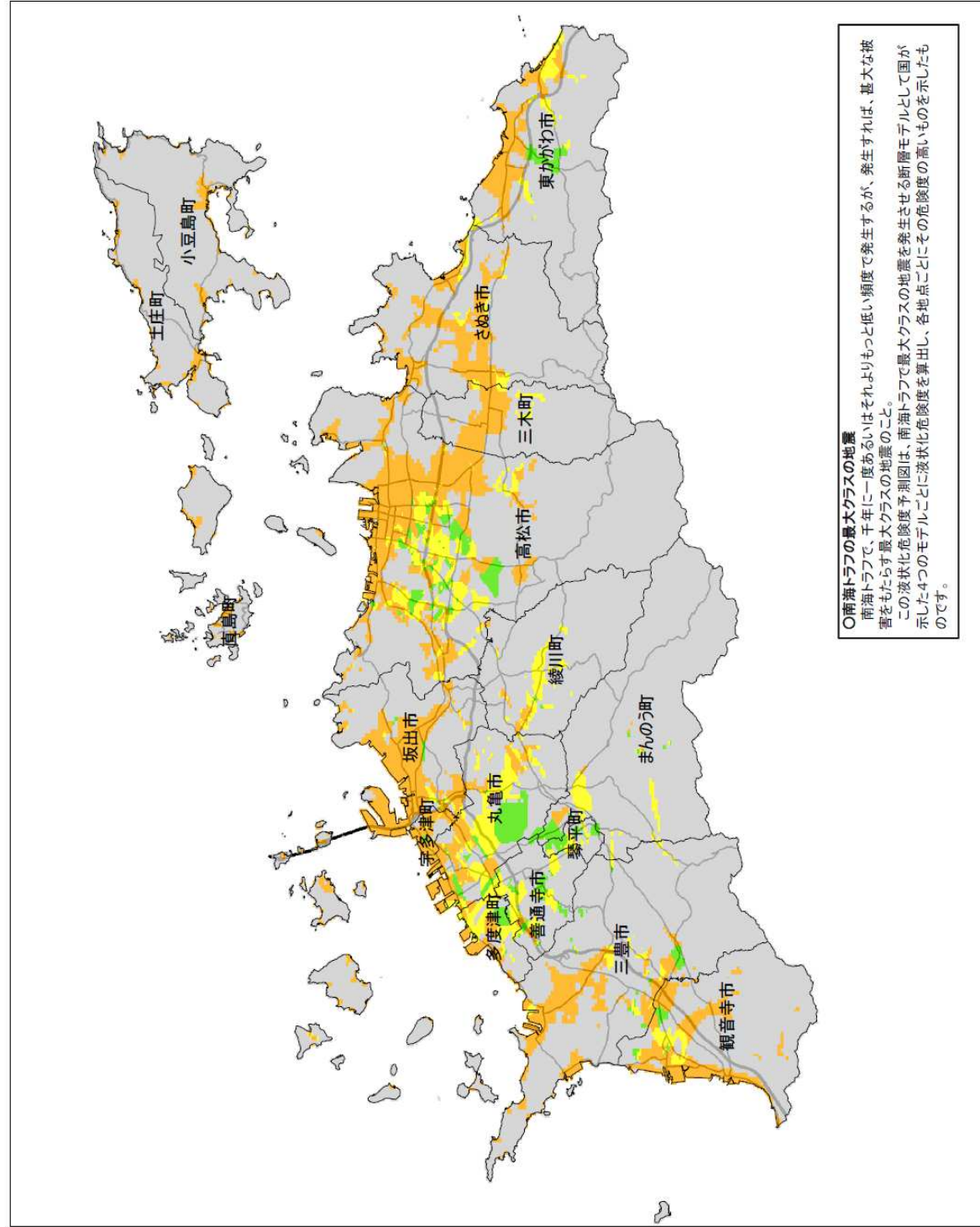
震度7	震度5弱
震度6強	震度4
震度6弱	震度3以下
震度5強	

南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましよ。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましよう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましよ。

震度	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建築物は、傾くもの、倒れるものが多い。 耐震性の高い木造建築物でも、まれに傾くことがある。 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物では、倒れるものが多い。
6強	<ul style="list-style-type: none"> はわないと動くことができない、飛ばされることもある。 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。 大きな地震が生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することもある。 耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものが多い。
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる。 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かないことがある。 高層ビルやガラスが壁紙、落下することもある。 耐震性の低い木造建築物は、且が落下したり、建物が傾いたりすることもある。倒れるものもある。
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまらないうまく歩くことが難しい。 物にある扉や窓枠や本などが落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。 増強されていないフロック層が倒れることがある。
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を感じ、物につかまらないうまく歩くことが難しい。 物にある扉や窓枠や本などが落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く。 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 壊れた物や家具が倒れることがある。 壊れた物や家具が倒れることがある。
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を感じ、物につかまらないうまく歩くことが難しい。 物にある扉や窓枠や本などが落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

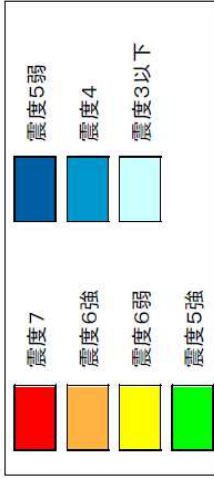
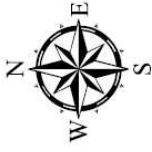
香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



危険度A
 (液状化危険度はかなり高い)
 危険度B
 (液状化危険度は高い)
 危険度C
 (液状化危険度は低い)
 危険度D
 (液状化危険度はかなり低い)

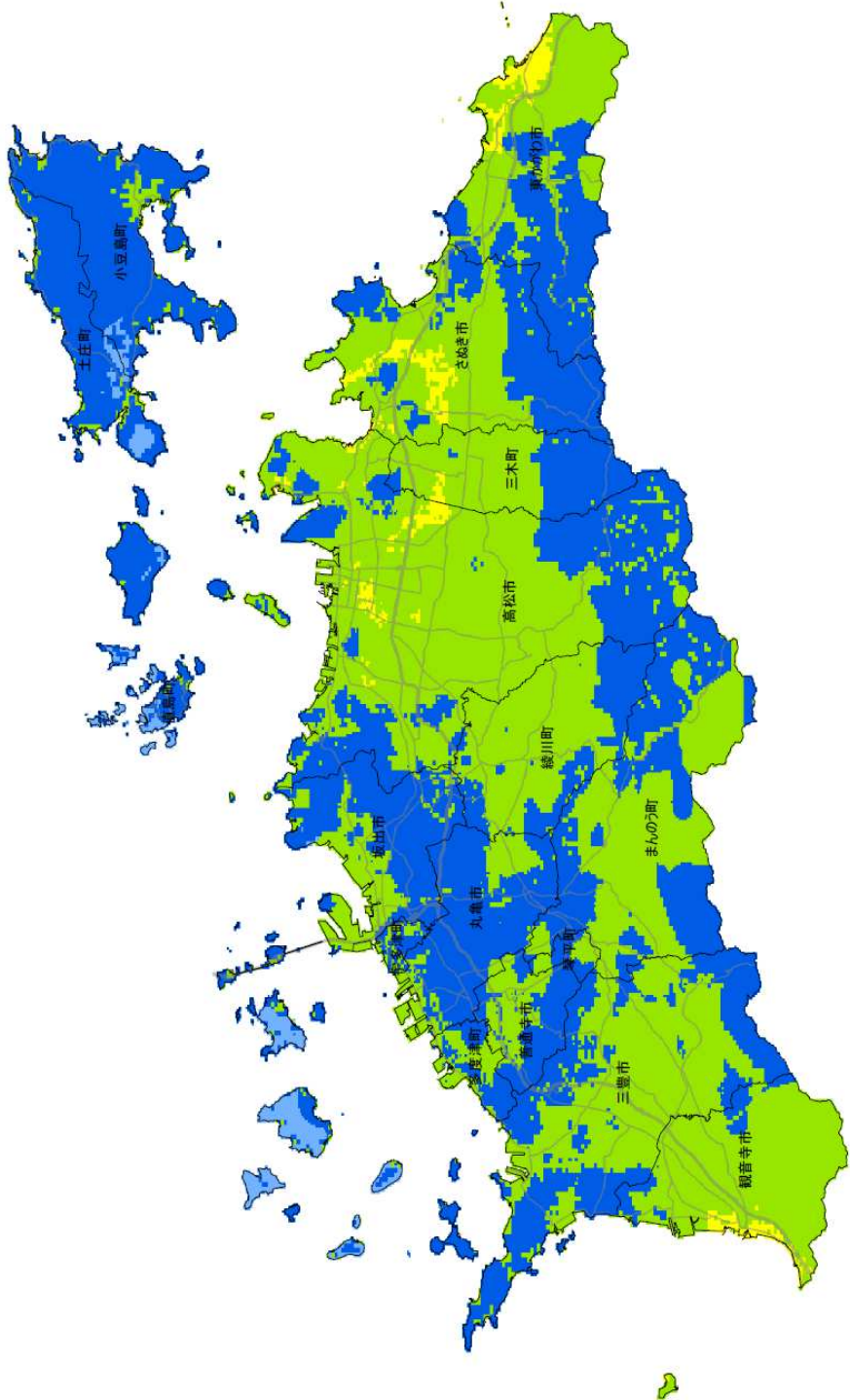


香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

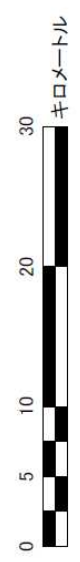
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょ。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょ。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始ましょ。



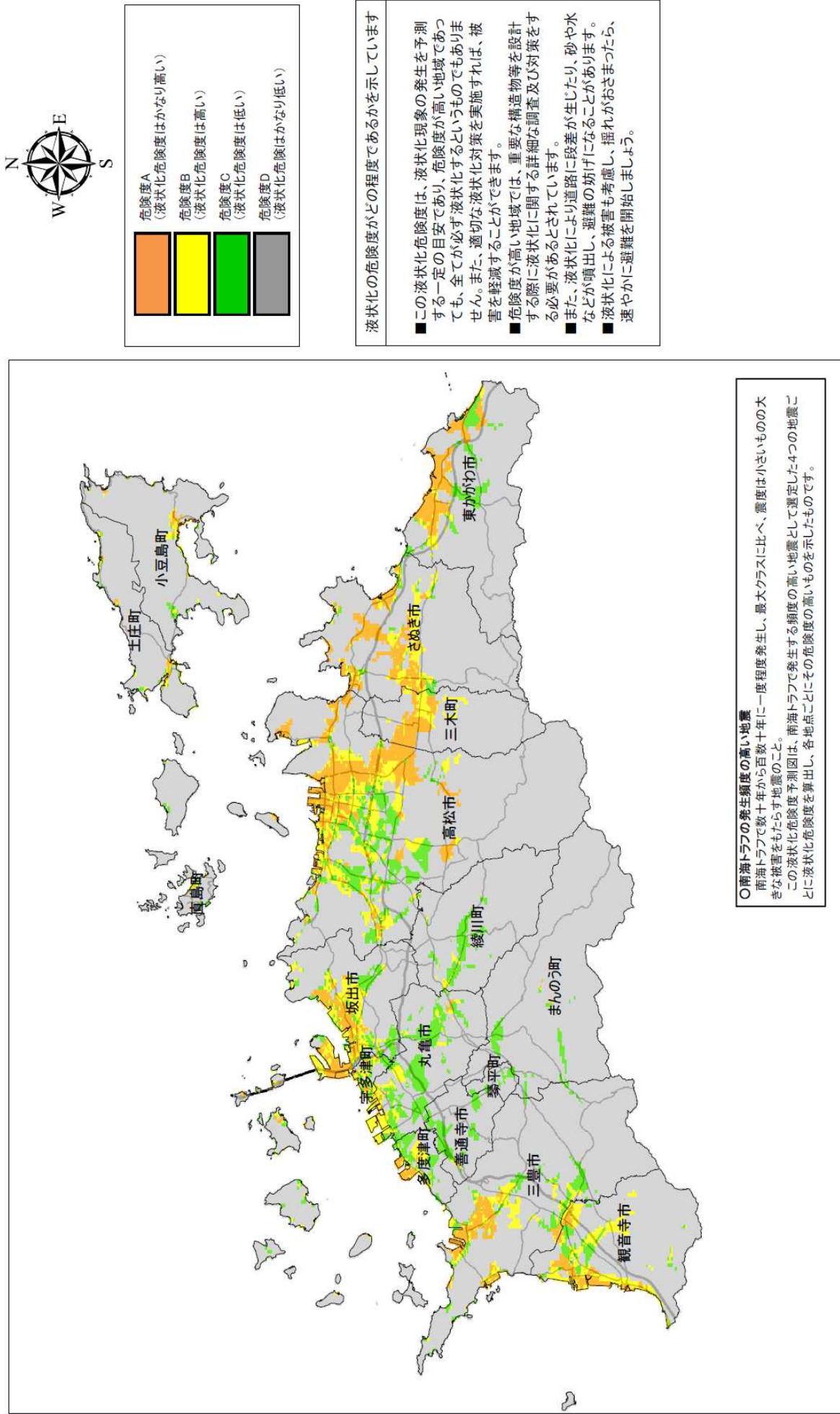
○南海トラフの発生頻度の高い地震
 南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。
 この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

震度強弱	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建築物は、傾くもの、倒れるものから多くなる 耐震性の高い木造建築物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物では、倒れるものが多い
6強	<ul style="list-style-type: none"> 傾かないと動かないことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い 大きな地震が発生したり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建築物は、傾くものや、倒れるものが多い
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かないことがある 窓のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建築物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまらないうちと歩くことが難しい 棚にある食器類や本で落ちるものが多い 固定していない家具が倒れることがある 傾斜されていないブロック塀が倒れることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 固定していない家具が移動することがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は本々く揺れる 倒りの悪い物置が、倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

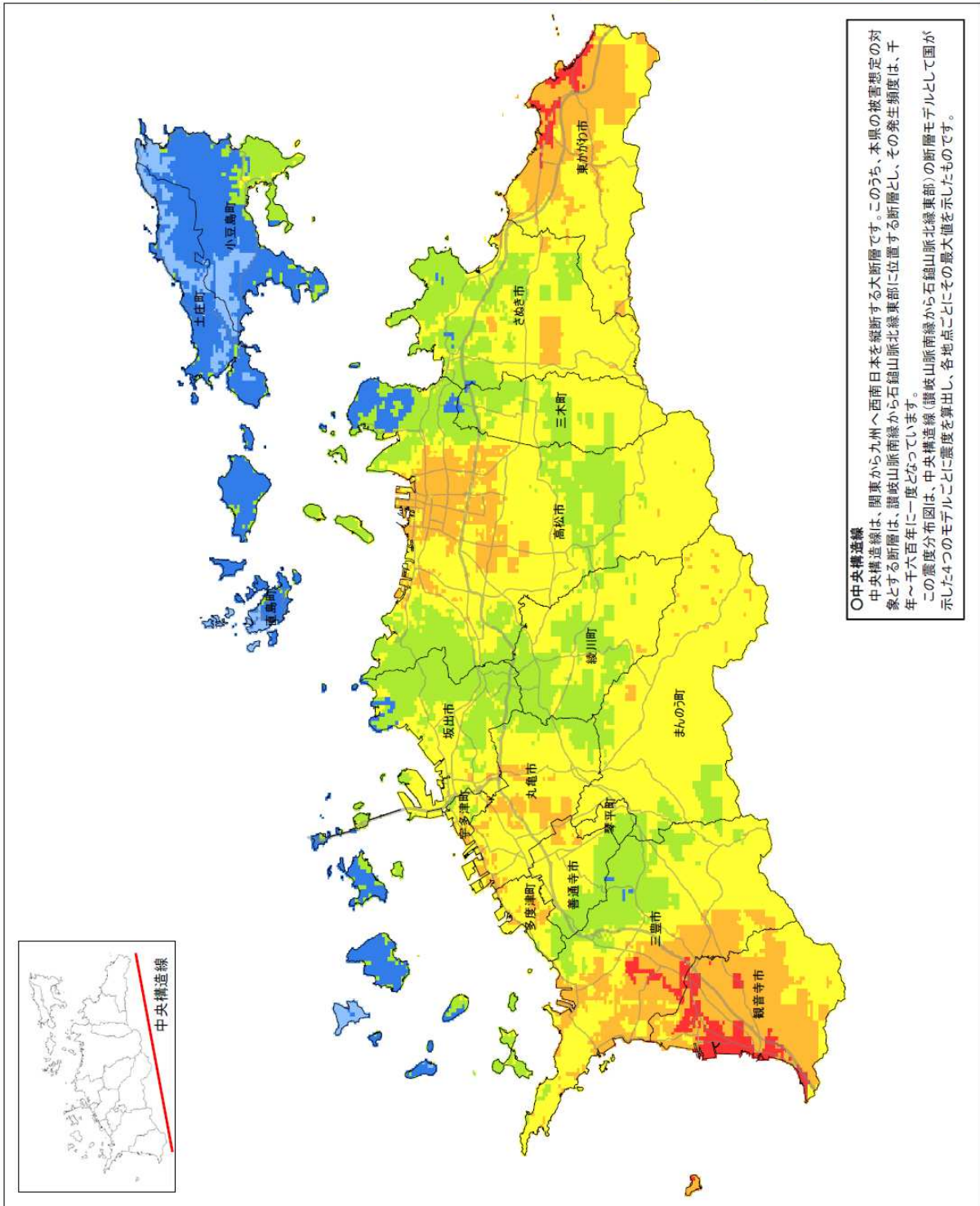
※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。



香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)

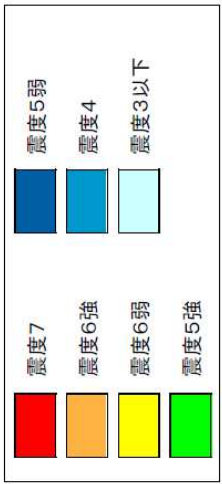


香川県震度分布図(中央構造線)



○中央構造線
 中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。
 この震度分布図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

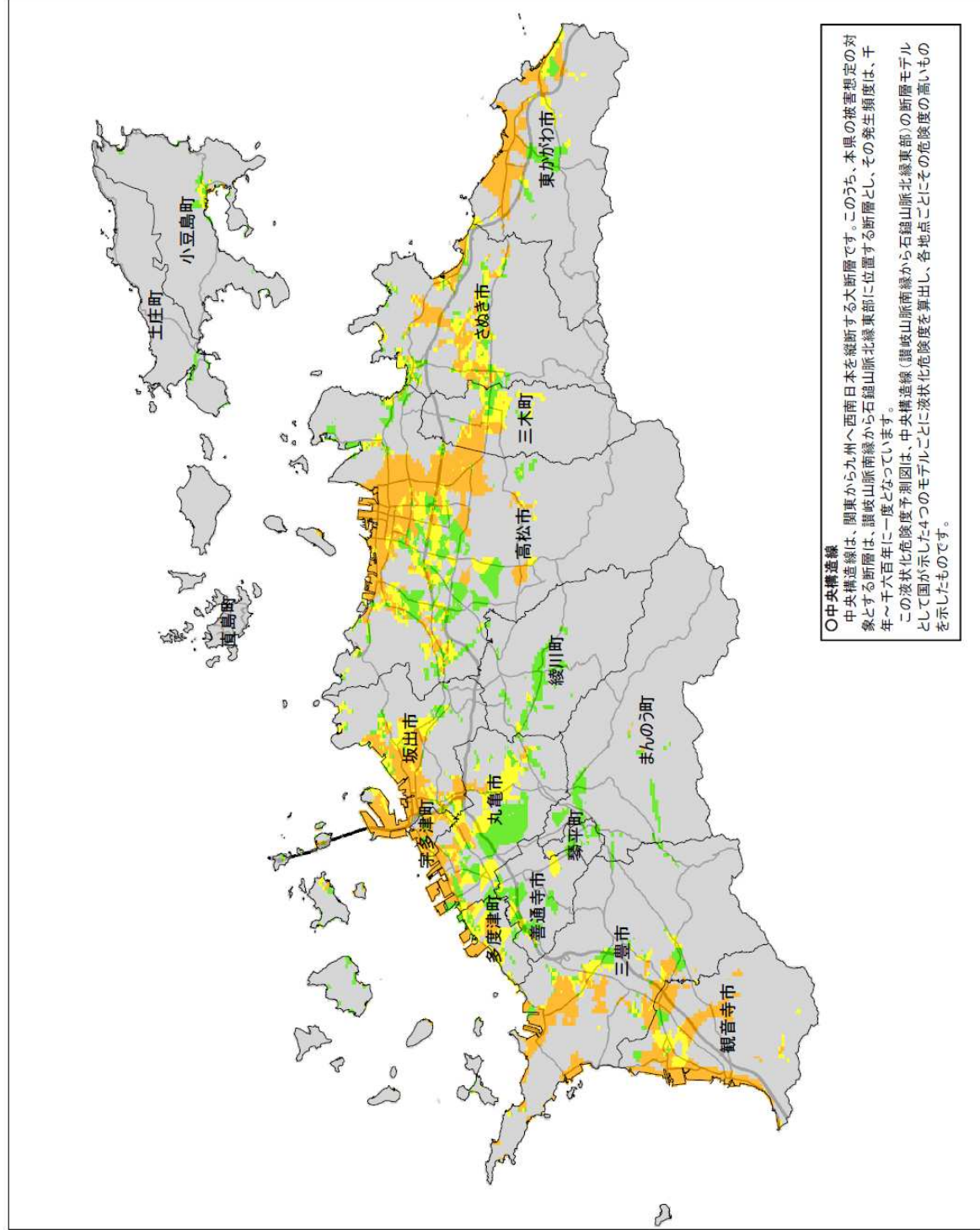


中央構造線で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行います。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。




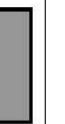
震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建築物は、壊れるものが多い。 耐震性の高い木造建築物でも、まれに倒壊がある。 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物は、倒れるものが多い。
6強	<ul style="list-style-type: none"> はわないと動くことができない、飛はされることもある。 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が生ずることがある。 耐震性の低い木造建築物は、壊れるものが多い。
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 立つことが困難になる。 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かないことがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 耐震性の低い木造建築物は、互が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
5強	<ul style="list-style-type: none"> 物につかまざると歩くことが難しい。 物にある傷痕や物が落ちるものが多い。 固定していない家具が倒れることがある。 指定されていないフロアが崩れることがある。
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。 物にある傷痕や物が落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
4	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く。 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 物にある傷痕や物が落ちることがある。 座りの悪い物置が、倒れることがある。
3	<ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまらなると感じる。 物にある傷痕や物が落ちることがある。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

香川県液状化危険度予測図(中央構造線)



○中央構造線
 中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。
 この液状化危険度予測図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

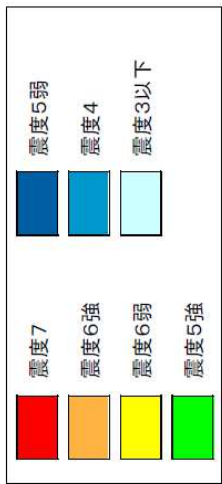
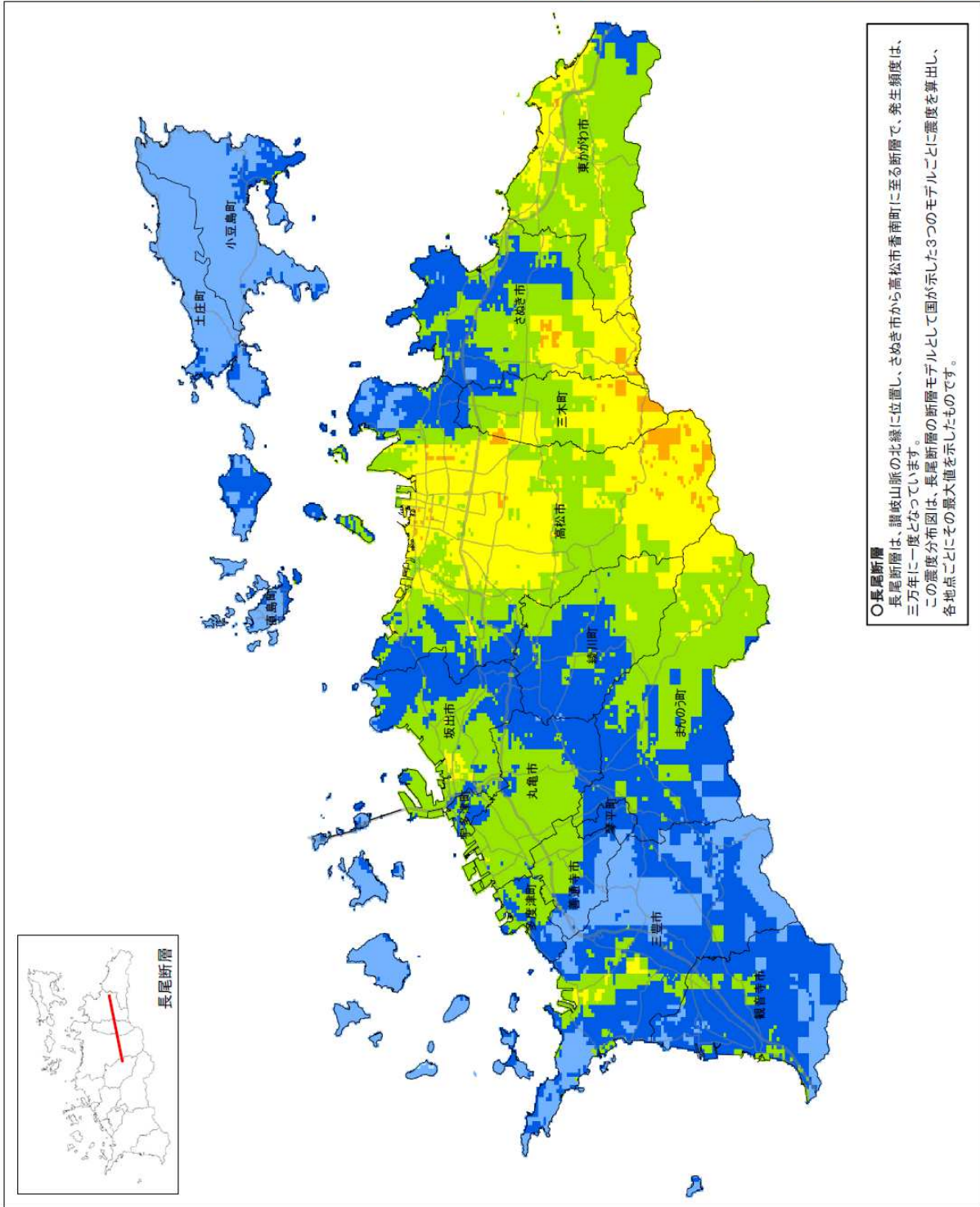


	危険度A (液状化危険度はかなり高い)
	危険度B (液状化危険度は高い)
	危険度C (液状化危険度は低い)
	危険度D (液状化危険度はかなり低い)

液状化の危険度がどの程度であるかを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものでもありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策を必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

香川県震度分布図(長尾断層)



長尾断層で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

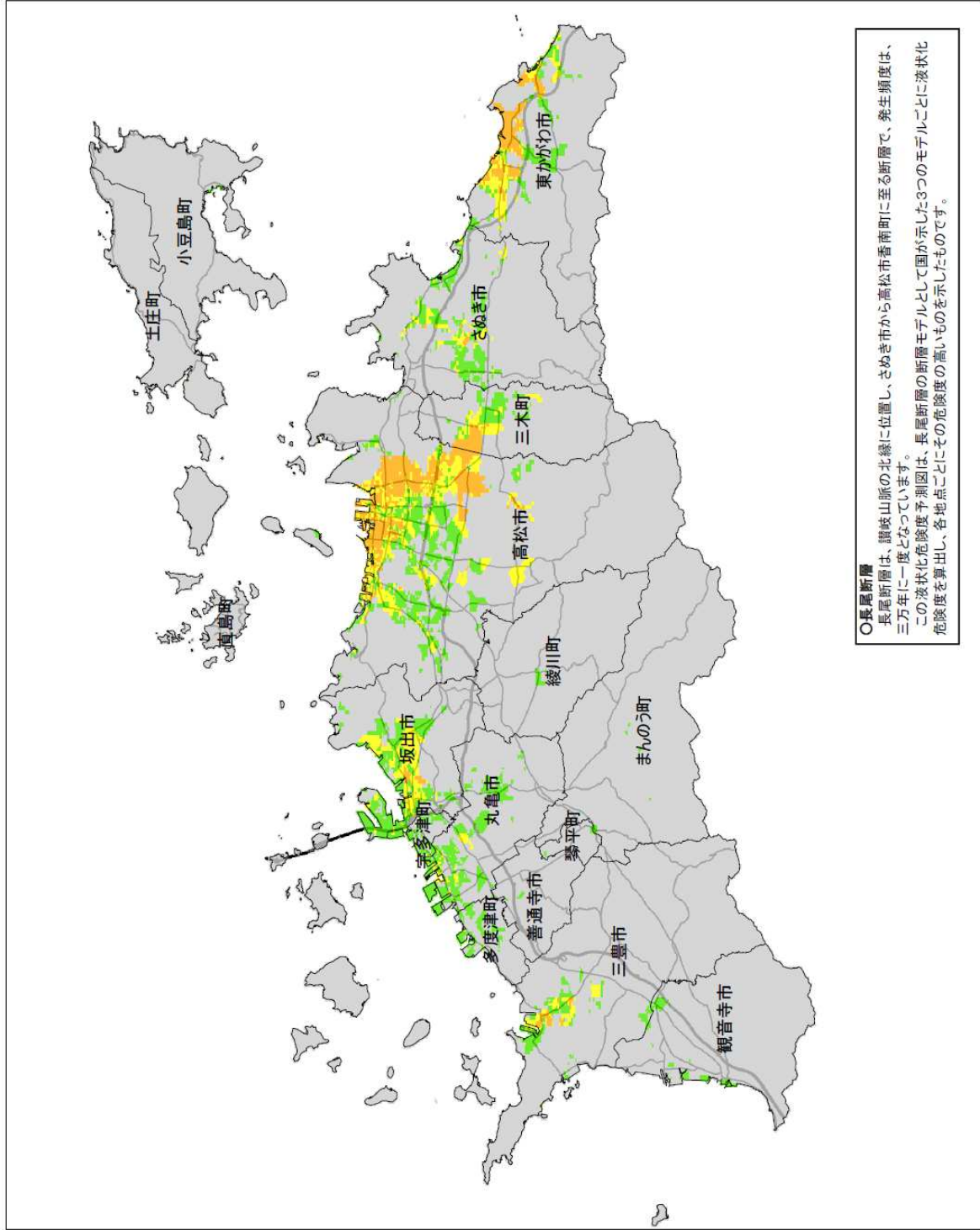
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましよう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましう。

震度階級	震度と揺れ等の状況(概要)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い木造建築物は、緑くもの、倒れるものがさらに多くなる ・耐震性の高い木造建築物でも、まれに倒れることがある ・耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建築物では、倒れるものが多くなる
6強	<ul style="list-style-type: none"> ・はわないと動くことができない、飛ばされることもある ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる ・大きな地震れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ・耐震性の低い木造建築物は、緑くものや、倒れるものが多くなる
6弱	<ul style="list-style-type: none"> ・立っていることが困難になる ・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある ・耐震性の低い木造建築物は、互が落下したり、建築物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
5強	<ul style="list-style-type: none"> ・物につかまらなると多くことが難しい ・棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる ・固定していない家具が倒れるものがある ・押入れで固定していない洋服が倒れることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が驚く ・電灯などのつり下げ物は大きく揺れる ・床の悪い物置が倒れることがある
3	<ul style="list-style-type: none"> ・大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまらなると感じる ・棚にある食器類や本が落ちることがある ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある

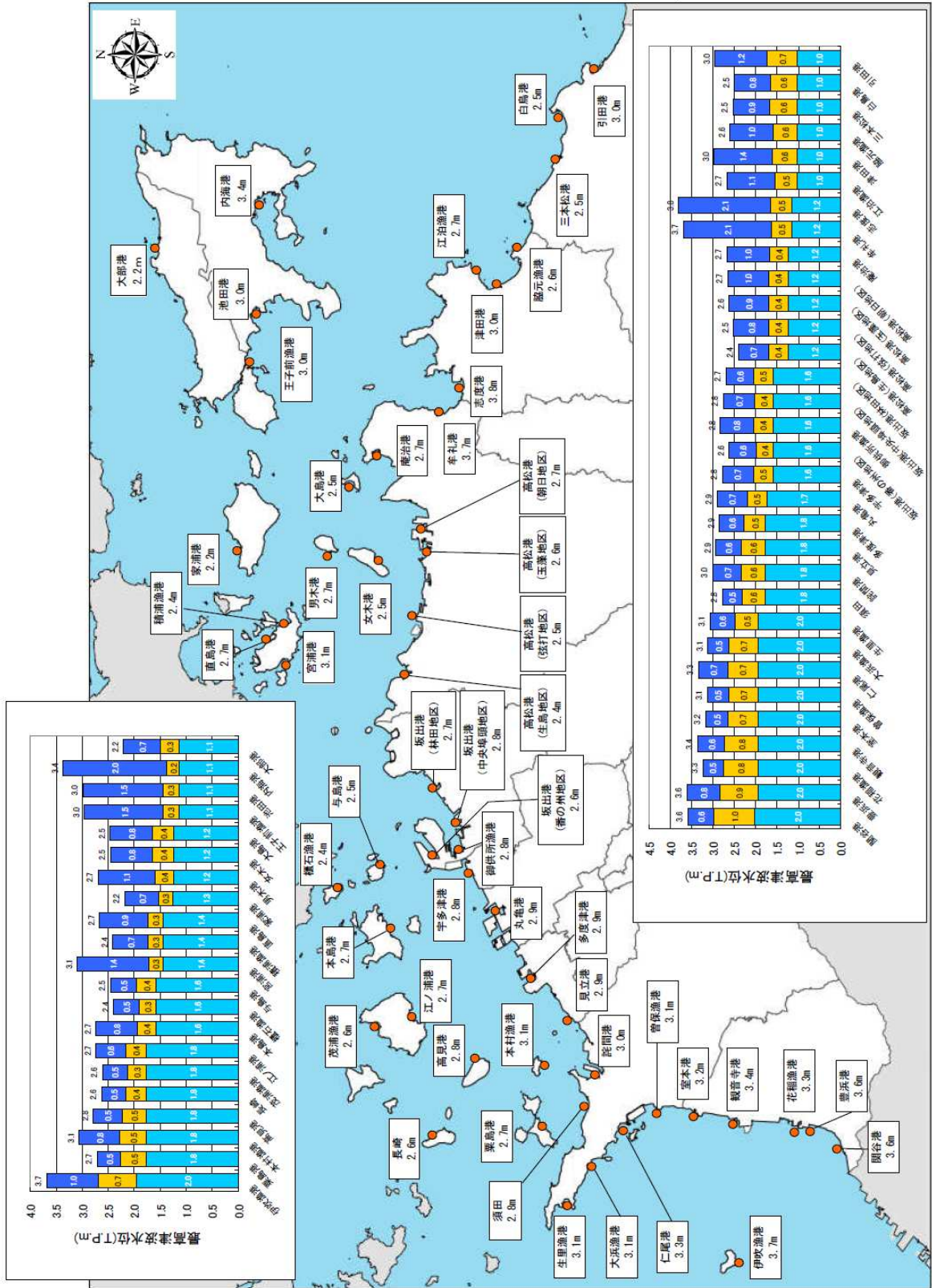
※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。



香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



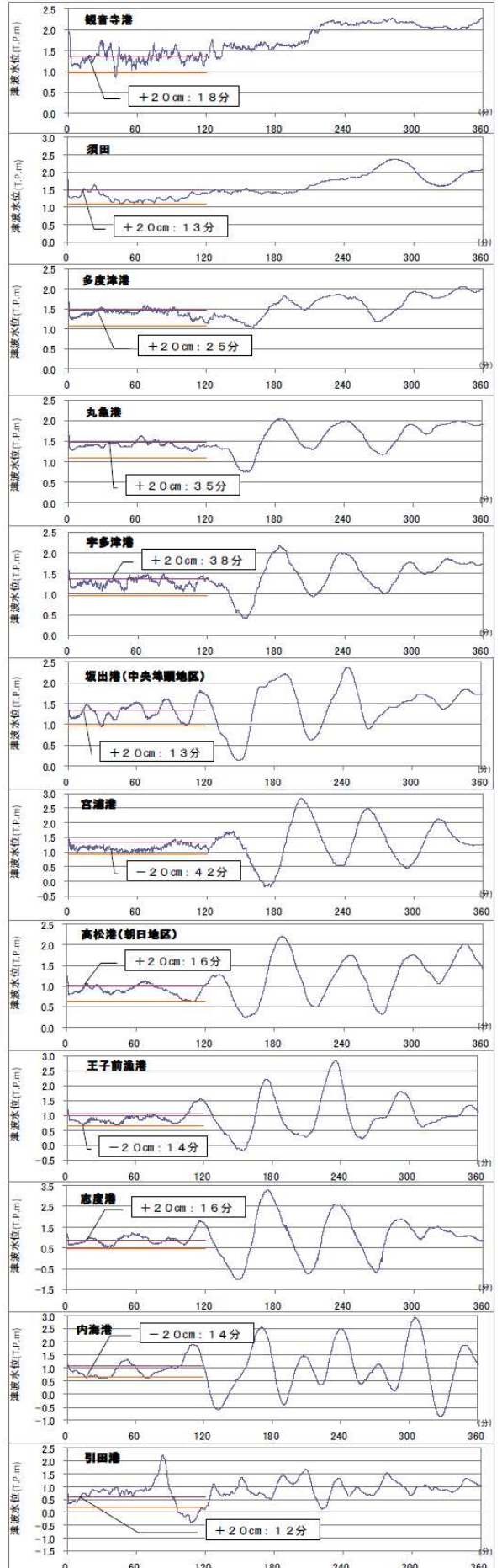
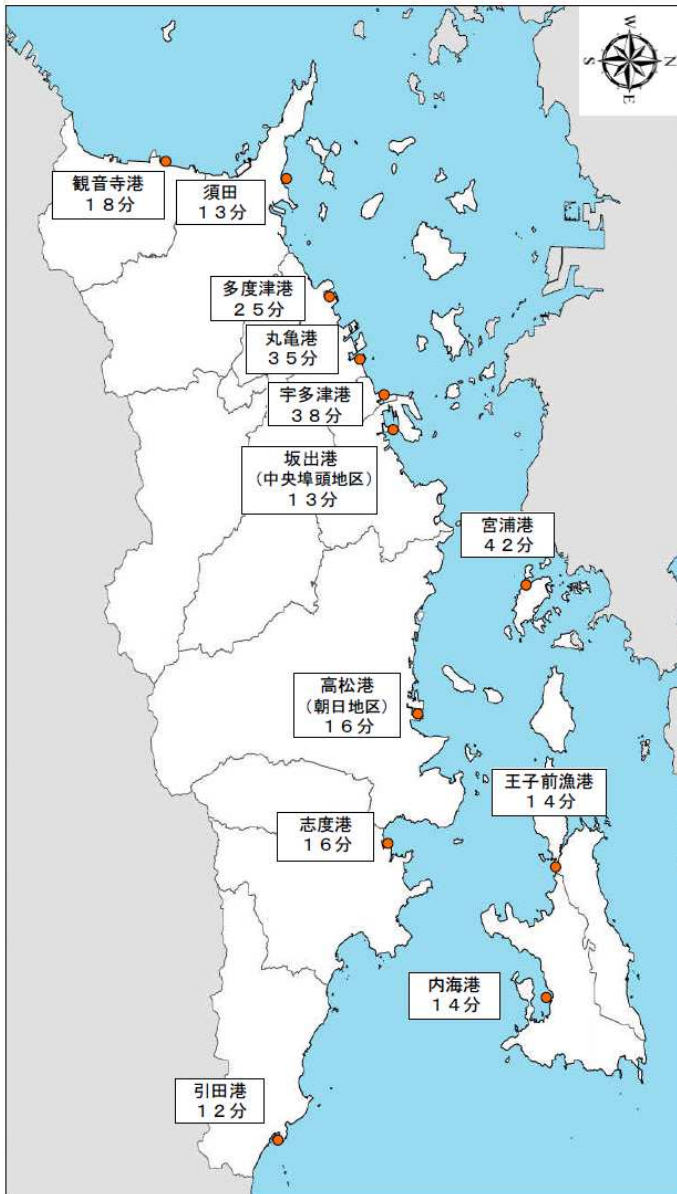
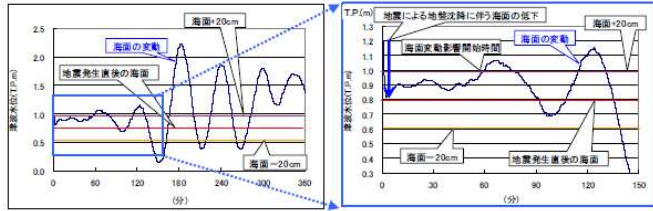
海面変動影響開始時間予測図（主要地点）

（南海トラフの最大クラスの津波）

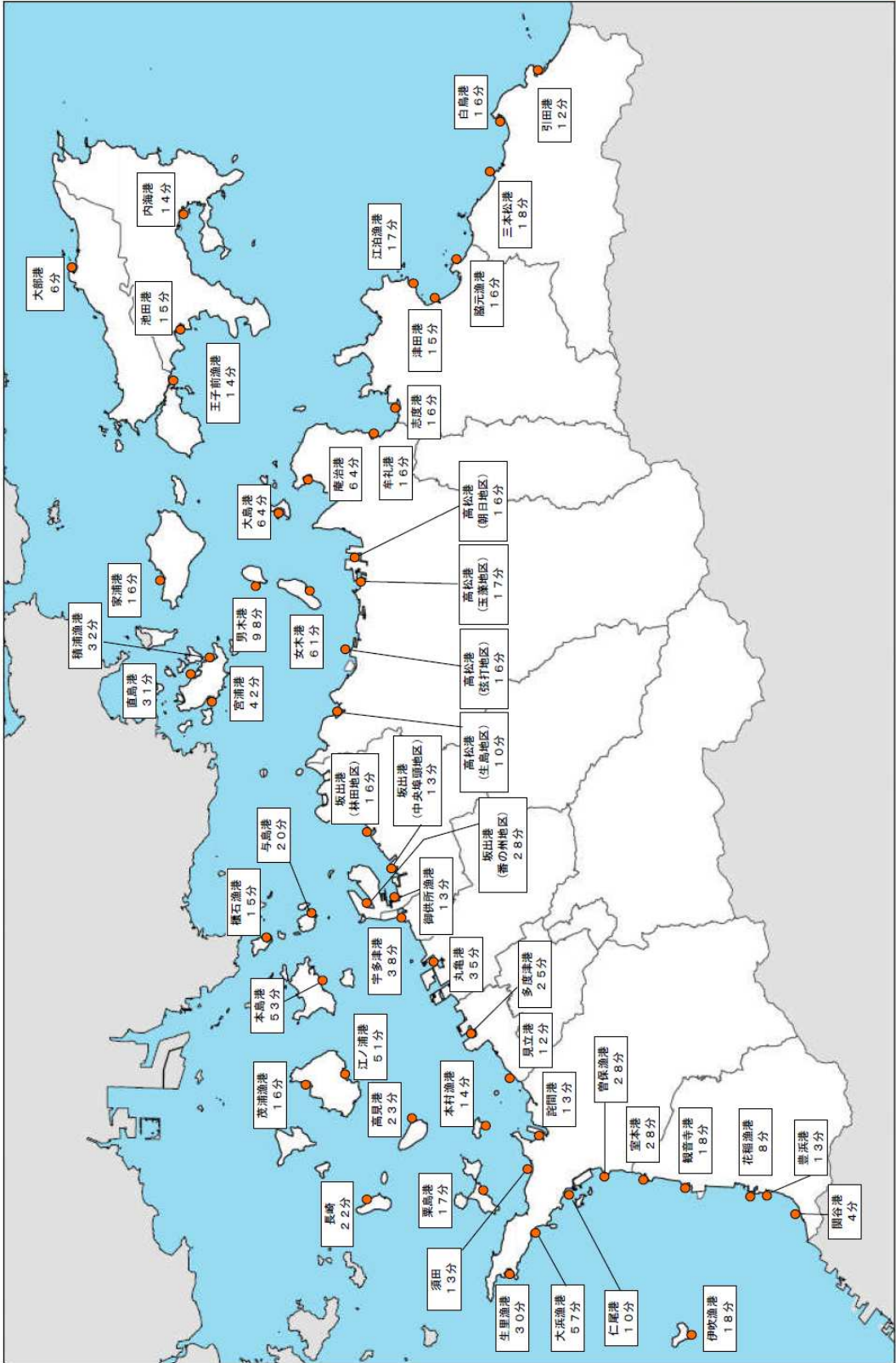
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表示しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合があります。注意しましょう。

海面変動影響開始時間の説明

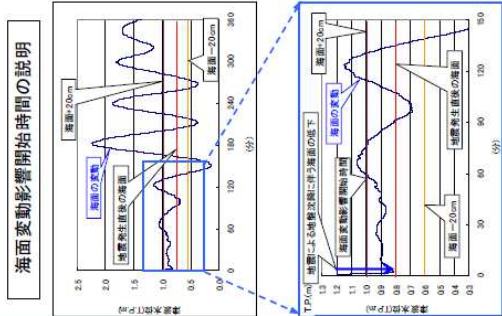


海面変動影響開始時間予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



海面変動や津波によって海辺にいる人の命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に、外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。



提供データの説明

南海トラフの海溝型巨大地震を想定した約 100 通りのシナリオに対して長周期地震動シミュレーションを行った中から、代表的なシナリオについての速度波形データを提供する。

1. 震源モデルの概要

従来の南海、東南海、想定東海の各領域とそれらの連動型（2 連動、3 連動）。3 連動型と日向灘との 4 連動型。3 連動型とトラフ沿いの領域との 4 連動型。および、内閣府、地震本部による最大クラス地震の震源域を想定。アスペリティ配置、破壊開始地点はそれぞれ数ケースを仮定（図 1, 2, 3）。

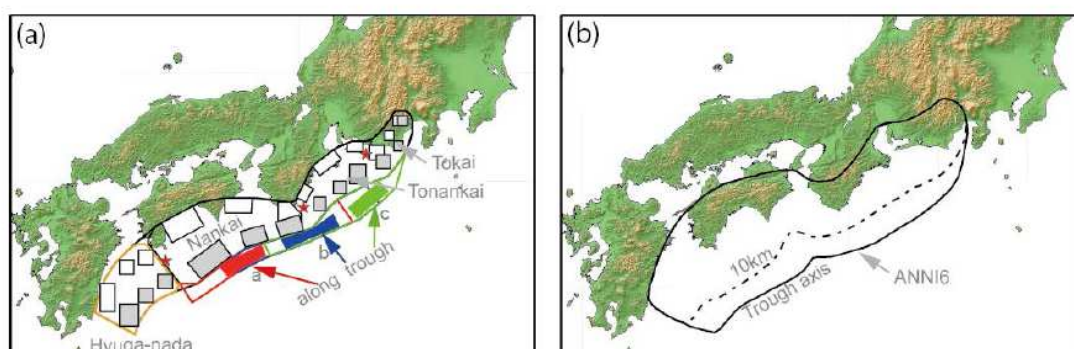


図 1 (a) 従来の震源域を基にした震源モデル。黒線は 3 連動、橙線は日向灘、赤線、青線、緑線はトラフ沿いの領域を示す。それぞれの領域が単独で破壊する場合と、図 2 のように連動する場合を想定。各領域内の矩形領域はアスペリティを示しており、深いアスペリティ（白）と浅いアスペリティ（灰色）の 2 通りを仮定。赤星は破壊開始点であり、東、中央、西の 3 箇所を仮定。(b) 最大クラスの震源域。アスペリティ配置は図 3 参照。

2 領域



3 領域



4 領域

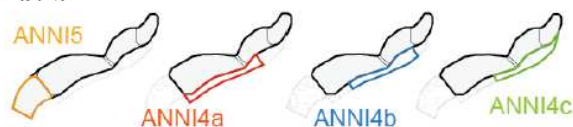


図 2 連動型の震源域の組み合わせ

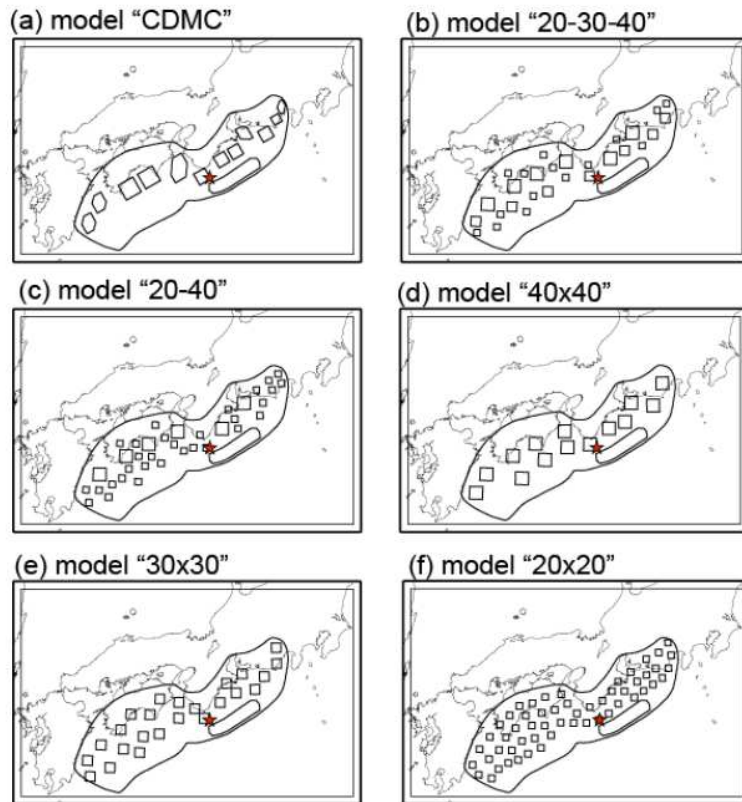


図 3 最大クラスの震源域
に対して仮定したアスペリ
ティ配置。

2. シミュレーション（差分法）の概要

- 地下構造モデル：全国1次地下構造モデル（暫定版）（地震調査委員会、2012）
 - ・ 第1層の物性値を第2層の物性値で置換しているため、出力記録は $V_s 500\text{m/s}$ 上での地動速度。
- 格子間隔：不連続格子（Aoi and Fujiwara, 1999）
 - ・ 水平方向 200m、深さ方向 100m（第1領域：深さ 0～8 km）
 - ・ 水平方向 600m、深さ方向 300m（第2領域：深さ 8～70 km）
 - ・ 格子数： $3498 \times 5448 \times 81 + 1166 \times 1816 \times 207 \approx 20$ 億格子
- Q 値の参照周期：5 秒
- 時間間隔：0.008333 秒（約 120 Hz）
- タイムステップ数：60000 ステップ（=500 秒間）
- 計算波形の有効周期帯：2 秒以上
- 波形の計算地点：香川県庁（KGW）

3. 代表シナリオの抽出

全シナリオの相対速度応答スペクトル（減衰5%；水平2成分のうち大きい方を採用）についての平均値、平均値+ σ （ σ は標準偏差を表す）、平均値+ 2σ 、最大値を求め、それぞれに対して周期3~10秒の範囲で最もよく合う（残差二乗和が最少となる）シナリオを抽出した（図4）。抽出されたシナリオは表1、図5の通り。

表1 抽出されたシナリオ

サイト名	シナリオ名	備考（震源域）
香川県庁（KGW）		
平均	20-30-40-t1_m2_p1_e	最大クラス
平均+ 1σ	20-30-40-t1_m1_p1_c	最大クラス
平均+ 2σ	30x30-t1_m2_p1_c	最大クラス
最大	CKsca-t1_m2_p2_w	最大クラス

KGW（香川県庁）

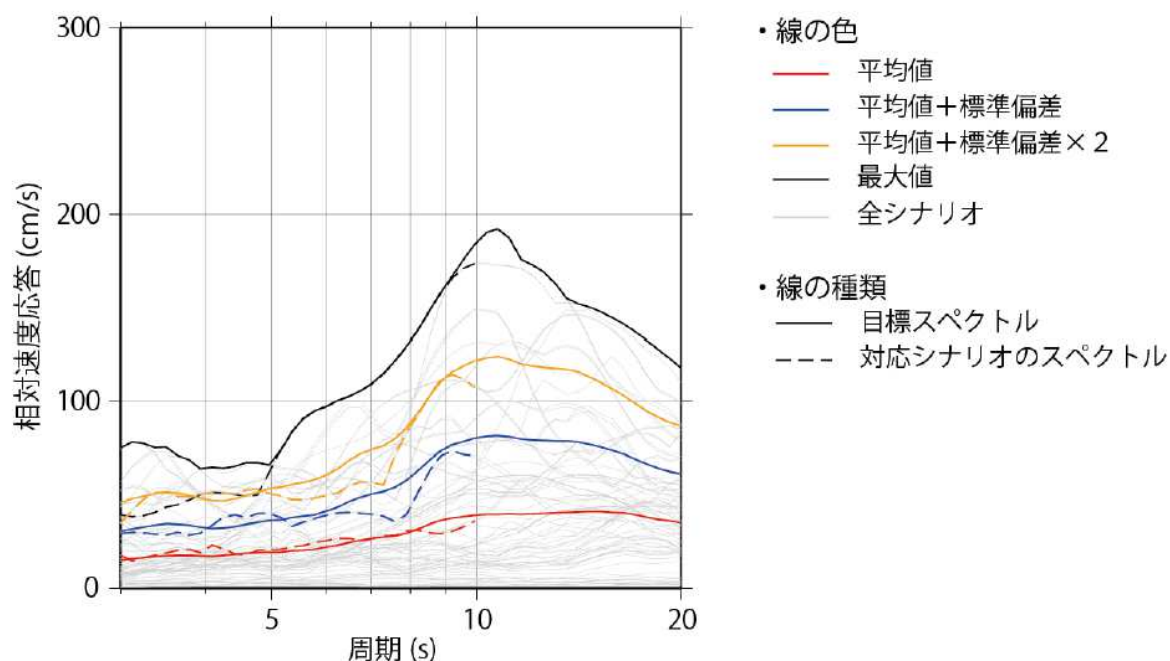


図4 計算した全シナリオについての速度応答スペクトル（灰線）から求めた「平均（赤線）」、「平均+ σ （青線）」、「平均+ 2σ （橙線）」、「最大（黒線）」スペクトル（実線）と、3~10秒の範囲で、それらに最もよく合うスペクトル（破線）をもつシナリオを抽出した（表1、図5）。

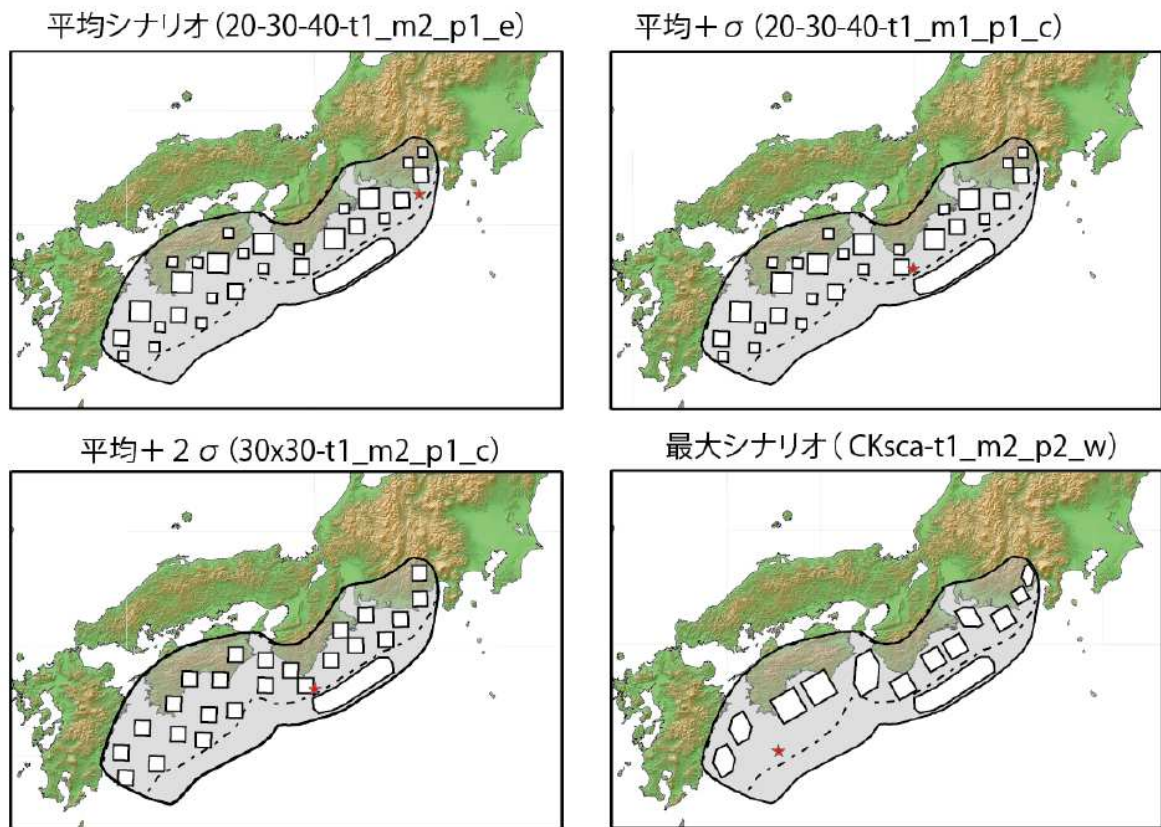


図5 代表シナリオの震源モデル。太線で囲んだ領域が震源域、白抜き領域がアスペリティ。破線は深さ10kmの等深線。「平均」と「平均+ 1σ 」のシナリオは、それぞれ震源域、アスペリティ配置は同一であるが、破壊開始点（星印）、および深さ10kmよりも深い領域と浅い領域への地震モーメントの配分が異なる。

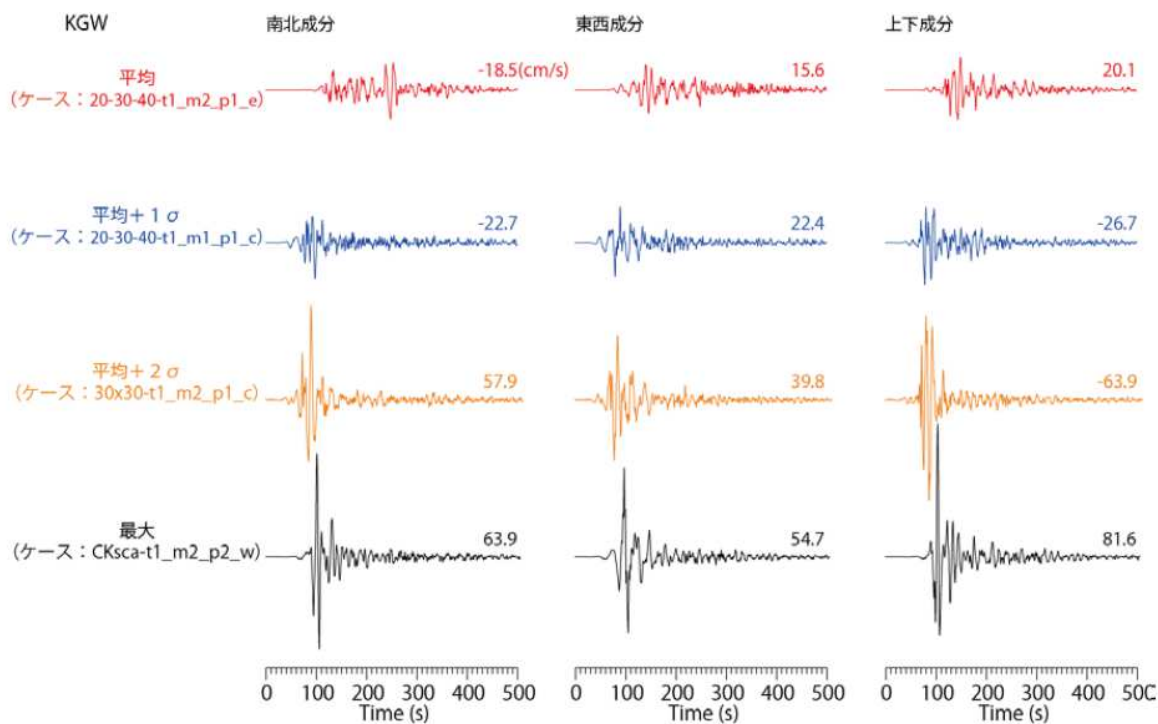


図 6 代表シナリオの速度波形 (単位は cm/s)。

4. その他 (注意点など)

- 波形データについて
 - ・ 波形データのフォーマットは、K-NET アスキーフォーマットです。
<http://www.kyoshin.bosai.go.jp/kyoshin/man/knetform.html>
 - ・ 計算結果には 0.05~0.3Hz の band-pass フィルターを掛けてあります。
 - ・ ファイル名は、(シナリオ名).(ns, ew, ud)
 - ・ 500 秒間の計算を行っていますが、シミュレーションの誤差を除去した場合に、継続時間が 500 秒に満たないことがあります。
 - ・
- 計算結果について
 - ・ 断層破壊の不均質さが考慮されていないため、破壊伝播の指向性が強く効き過ぎて、破壊の進行方向では振幅が過大評価になっている可能性があります。
 - ・ 断層のすべり量分布や破壊伝播様式に短波長の不均質性を導入していないため、周期 5 秒程度より短周期側では振幅が過小評価になっている可能性があります。
 - ・ 限られた仮定のものに設定された震源モデルに対しての計算であるため、今後の検討によっては今回の「最大」を上回るような結果が出る可能性もありますし、「最大」が小さくなる可能性もあります。

大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会設置要綱

(設置)

第1条 石油コンビナート等災害防止法第19条の2第1項の規定に基づき、同法施行令別表第三の第九地区(以下「瀬戸内地区」という。)の特定事業者が広域共同防災組織を設置して行う大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等(以下「大容量泡放射システム」という。)を用いて行う防災活動について、関係行政機関が連携を密にして統一した指導及び緊急時の円滑かつ迅速な対応をとるため、大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議し、別表3に掲げる瀬戸内地区の特定事業者が整備する大容量泡放射システムの適切かつ効果的な導入、整備を図る。

- 一 大容量泡放射システムの有効性の確認・検証に関すること
- 二 瀬戸内地区広域共同防災組織警防計画に関すること
 - ①防災要員に関すること
 - ②大容量泡放射システムの搬送に関すること
 - ③その他の警防計画に関すること
- 三 その他、大容量泡放射システムの適切かつ効果的な整備及び運用等に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係行政機関(以下「構成機関」という。)で構成する。

(部会)

第4条 協議会に、大容量泡放射システムの搬送に関する事項を協議するため、輸送部会を置く。

- 2 輸送部会は、構成機関と別表2に掲げる関係機関で構成する。

(協議会の運営)

第5条 協議会に、構成機関のうちから互選により幹事を置く。

- 2 協議会の会議は、構成機関と調整のうえ、幹事が招集し、開催する。
- 3 協議会の会議に、必要に応じ構成機関以外のものを出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、香川県危機管理総局危機管理課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、構成機関が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

(別表1)

構 成 機 関
兵庫県
岡山県
徳島県
愛媛県
香川県
赤穂市消防本部
倉敷市消防局
阿南市消防本部
坂出市消防本部
松山市消防局
今治市消防本部

(別表2)

関 係 機 関	
近畿管区警察局	徳島県警察本部
中国管区警察局	香川県警察本部
四国管区警察局	愛媛県警察本部
高松海上保安部	一般社団法人香川県トラック協会
兵庫県警察本部	西日本高速道路株式会社
岡山県警察本部	本州四国連絡高速道路株式会社
広島県警察本部	四国フェリー株式会社

注) 高松海上保安部は、関係するすべての海上保安部を代表する。

(別表3)

特 定 事 業 所
関西電力株式会社 赤穂発電所
中国電力株式会社 玉島発電所
四国電力株式会社 阿南発電所
四国電力株式会社 坂出發電所
JX日鉱日石エネルギー株式会社 水島製油所A工場
JX日鉱日石エネルギー株式会社 水島製油所B工場・第2原油基地
三菱化学株式会社 水島事業所
太陽石油株式会社 四国事業所
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構菊間国家石油備蓄基地
コスモ松山石油株式会社 松山工場
波方ターミナル株式会社
コスモ石油株式会社 坂出製油所

大容量泡放射システム輸送要領

第1 目的

この要領は、石油コンビナート等災害防止法第19条の2第1項の規定に基づき、同法施行令別表第三の第九地区（以下、「瀬戸内地区」という。）に所在する特定事業所が組織する瀬戸内地区広域共同防災協議会（以下、「防災協議会」という。）が、大容量泡放射システム（以下「システム」という。）を用いた防災活動を実施するにあたり、大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会が、迅速かつ円滑なシステムの輸送体制を確保することを目的とする。

第2 輸送の対象

輸送の対象は、コスモ石油株式会社坂出製油所（坂出市番の州）（以下、「配備事業所」という。）に配備されている別表1〔大容量泡放射システム主要資機材諸元表等〕に示すシステムとする。

このシステムの輸送形態は、発災タンクの規模等により、別表2〔パターン別 搬送資機材一覧表〕に示す2形態とする。

第3 輸送車両等の確保

防災協議会は、別表2及び別表3〔瀬戸内地区広域共同防災協議会構成事業所一覧〕に基づき、システムを輸送するために必要な車両及び船舶等を手配する。

第4 発災時における連絡体制等

4-1 防災協議会

- (1) 防災協議会は、発災事業所^{*1}からシステムの輸送の要請を受けたときは、直ちに輸送に必要な車両等を手配する。
- (2) 防災協議会は、発災事業所にシステムを輸送するときは、様式1〔輸送車両の情報〕により、香川県に連絡する。

4-2 関係行政機関等

- (1) 発災県^{*2}・市消防機関及び香川県は、システムの輸送の連絡を受けたときは、別図1〔緊急時通報連絡系統図〕に基づき、システムの輸送に必要な連絡調整等を行うとともに、香川県はこれを統括する。
- (2) 香川県は、様式2〔大容量泡放射システムの輸送について〕により、輸送経路の有無を問わず、全関係行政機関等に情報提供する。

- (3) 発災県は、別表4〔システム輸送に関する連絡先等一覧〕に基づき、関係行政機関等に連絡する。
- (4) システムの輸送に関する連絡を受けた関係行政機関等は、別表5〔輸送に関する実施体制〕に基づき、直ちに所要の活動を行う。

第5 輸送経路

5-1 輸送経路の選定

- (1) システムを輸送する際の経路は、瀬戸内地区広域共同防災規程（以下、「防災規程」という。）に定める輸送計画による。
- (2) 発災県及び香川県は、市町村及び防災関係機関の協力を得て、県内の主要な輸送道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。香川県は必要に応じ、通過県^{※3}の情報も把握する。
- (3) 防災協議会は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ防災規程に指定している輸送経路のうちから、発災県及び香川県を通じて管轄する警察本部等及び道路管理者等と協議し、輸送経路を選定する。
- (4) 防災協議会は、本州四国連絡橋に異常が見られる等、陸上の輸送経路が通行不可能と判断した場合は、船舶による海上輸送を検討する。
- (5) 警察本部等及び道路管理者等は、決定された輸送経路の交通確保に努める。

5-2 交通確保等

- (1) 輸送車両等の交通確保を図るため、発災事業所周辺における交通の確保等の措置をとる必要がある場合には、発災県等が定める「石油コンビナート等防災計画」及び「地域防災計画」に基づき、必要な措置をとることとする。
- (2) 輸送車両の先導等については、関係警察本部等が定めるところにより、大地震等の災害の発生状況に応じて行うものとする。

第6 輸送車両等の取扱い

- (1) 輸送経路の一部又は全てが、災害対策基本法第76条に基づき指定された緊急輸送路となっている場合は、香川県の知事又は同公安委員会は、「香川県地域防災計画」に基づき、システムの輸送車両に対し、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。
- (2) システムの輸送車両は、車両の前部の見やすい箇所に、(1)により

交付された標章を掲示するとともに、証明書を携帯する。

第7 システム輸送の初期通報及び待機

- (1) 初期通報の実施は、システムの配備対象屋外タンク※⁴において、大規模災害が発生した場合、又は大規模災害への拡大が懸念される場合とする。
- (2) 初期通報を受けた防災協議会は、直ちに関係機関等に連絡するとともに、システム輸送開始に備えてシステム輸送体制を整え、出動要請に備え待機する。
- (3) 大規模災害に至らず鎮火した場合は、システムの輸送の待機を解除する。

第8 災害対応終了後の輸送車両の取扱い

災害対応終了後、システムを発災事業所から配備事業所まで輸送する車両の取扱い等については、別途協議する。

第9 その他

この要領に定めのない事項については、大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会に諮って定めるものとする。

第10 用語の説明

- ※1 発災事業所－浮き屋根式タンクの全面火災等大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある特定事業所をいう。
- ※2 発災県－発災事業所が存する県をいう。
- ※3 通過県－システムを輸送する際に通過する県（香川県及び発災県を除く。）をいう。
- ※4 システムの配備対象屋外タンク－危険物を貯蔵する、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクをいう。

附則

(中略)

この要領は、平成25年7月5日から運用する。

様式 1

平成 年 月 日

香川県危機管理課 殿

瀬戸内地区広域共同防災協議会
(担当) _____

大容量泡放射システムの輸送車両の情報について

このことについて、次のとおり大容量泡放射システムを輸送します。

- 1 輸送先
- 2 出発予定時間 _____ 時 _____ 分頃
- 3 輸送車両の台数
(1)トラック合計 _____ 台 (2)トレーラー合計 _____ 台
- 4 輸送車両の内訳

No.	トラック・トレーラーの別	最大積載量	車両ナンバー	乗車員の氏名・勤務先	積載資機材の種類等	特記事項
1	・トラック ・トレーラー					
2	・トラック ・トレーラー					
3	・トラック ・トレーラー					
4	・トラック ・トレーラー					
5	・トラック ・トレーラー					
6	・トラック ・トレーラー					
7	・トラック ・トレーラー					
8	・トラック ・トレーラー					

- 5 輸送車両への連絡先
- 6 予定経路
- 7 その他

速報

平成 年 月 日

各関係機関防災担当課 殿

大容量泡放射システム瀬戸内地区
関係行政機関協議会(香川県)

大容量泡放射システムの輸送について

このことについて、次のように大容量泡放射システムの輸送要請があった旨、お知らせします。

つきましては、輸送経路の早期決定のため、情報提供等の御協力をお願いします。

- 1 発災事業所
- 2 発災事業所所在地
- 3 発災タンクの規模・状況等
- 4 システムの輸送パターン
- 5 発災県担当者・連絡先
- 6 配備県担当者・連絡先
- 7 その他特記事項

別表1 大容量泡放射システム主要資機材諸元表等

【主な配備資機材】

資機材名	仕様等	数量
泡放水砲 (IRON MAN)	全長×全巾×全高 5.81m×2.27m×2.14m 総重量 3.093 t/基 (含砲重量 290kg) 放水能力 1.5万~4万 L/min (可変ノズルチップ 1.5万, 2万, 3万, 4万 L) ノズル形式 ノンアスピレート型	2基
送水・水中一体型 ポンプ (ネプチューン)	水中ポンプ2台と送水ポンプを収納 駆動源 ディーゼルエンジン [送水ポンプ] 全長×全巾×全高 7.47m×2.34m×2.26m 重量 14.515 t [水中ポンプ] 全長×全巾×全高 0.91m×0.76m×1.0m 重量 168 kg/基	3台
泡混合装置	全長×全巾×全高 1.52m×0.46m×0.47m 重量 100 kg エジェクター方式 混合範囲 1.0%~2.0%	3基
吐出ホース (接続ホース、調整 ホース含む)	径 12B(約 30 cm) 200 m×16本 100 m×2本 50 m×2本 20 m×8本 10 m×4本 重量 5.4 kg/m	3700 m
吸引ホース (接続ホース、調整 ホース含む)	径 8B(約 20 cm) 20m×7本 10m×7本 重量 2.8 kg/m	210 m
ホースリール (1リール型)	全長×全巾×全高 4.27m×2.27m×2.39m 重量 4.5 t 巻き取りホース長さ 400 m/基 駆動源 ディーゼルエンジン	2基
ホースリール (2リール型)	全長×全巾×全高 6.68m×2.27m×2.39m 重量 7.5 t 巻き取りホース長さ 400 m/基×2 駆動源 ディーゼルエンジン	3基
泡消火薬剤	[泡消火薬剤] 粘性付与水成膜泡消火薬剤 メガフォームCV-1(DIC株式会社) [トート] 全長×全巾×全高 1.2m×1.0m×1.2m 重量 1.26 t/個	96kL



泡放水砲



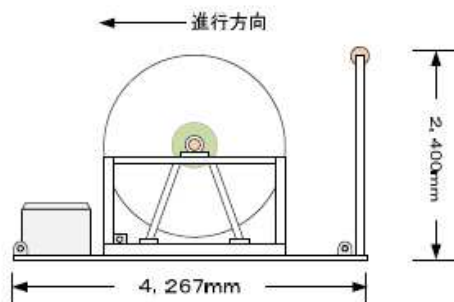
ネプチューン



水中ポンプ



泡消火薬剤



ホースリール(1リール型)

別表2 パターン別搬送資機材一覧表

資機材名称	泡放水砲		展張・回収キッド	12B接続ホース	12B調整ホース	12Bホース分岐	送水・水中一体型ポンプ	8B接続ホース	消火薬剤	泡混合設備	ホースブリッジ	雑機				
	モニター&牽引台車	可変ノズルチップ	ホースキッド(1リール型) :仕切り有り 2基 ホースキッド(2リール型) :仕切り無し 3基	100m用 ホースボックス	100m用 ホースボックス (ボックスは100m用)	12B Y-マニホールド	ネプチューン	水中ポンプ 接続ホース	原液トート	エジェクター ホースセット	ホースブリッジ	耐熱服	空気呼吸器	防災要員用 無線機	耐火服	
保管資機材数量	2基	2セット	5基	4箱	2箱	2個	3基	1箱	96個	3セット	12B用・・・3セット 8B用・・・3セット	6式	6式	19台	23個	
搬出資機材	モニター IRON MAN 2基 3.455 t / 基 ※12B・8mホース 接続:110 kg	1.5万、2万、3万、4万 可変ノズルチップを 1セットでモニターの 専用格納箱に収納	【12B:200mホース】 16本 (400 m / 1リール) 【スキッド重量】 1リール型 4.50 t / 基 2リール型 7.80 t / 基	12B:100m 2本 12B:50m 2本 12B:20m 4本	12B:20m 4本 12B:10m 4本 12B:8m 2本	12Bホース用 Y-マニホールド (リリーフ弁付) ・50 kg / 個	ネプチューン1基に ・水中ポンプ2台 ・送水ポンプ を収納 15.570 t / 基	8B:20m 7本 8B:10m 7本 8B:5m 6本 1.488 t	1トート 1.0m ³ 96個 【トート重量】 1.12 t / 個 ・原液比重 1.04 ・トート重量 80 kg	泡混合器 3基 JP2000B型 3式 ホース 3式	12B用・・・3セット 8B用・・・3セット ・2個/組 (5.13 t) ・計 15.39 t 8B用 6個 ・2個/組 (2.82 t) ・計 8.46 t 12Bホース用アクリル2組 8Bホース用アクリル1組 を1台のトラックに積込 む 積載量:13.08 t 8Bホース用アクリル2組 12Bホース用アクリル1組 を1台のトラックに積込 む 積載量:10.77 t	型番 KA-2000 【仕様】 ・呼吸器内蔵型 ・上下分離型 ・合計 70.2 kg	ドレーゲル PSS100 【仕様】 ・自動陽圧型 ・合計 114 kg	GL2500R (FM防煙無 線 電話装置) ・合計 6.6 kg	耐火服 ・型番 B-1 ・コート型 ・上下2分割 ヘルメット シコロ ベルト 手袋 長靴	
搬送要領	パターン別に搬送		パターン別に搬送	搬送パターンに関係なく、全て搬送		搬送パターンに 関係なく全て搬 送	パターン別に搬送	搬送パターン に関係なく搬送	パターン別に搬送	パターン別に搬 送	搬送パターンに関 係なく全て搬送	搬送パターンに関係なく全て搬送				
搬送車両と荷姿	14 tトラック1台に ・放水砲1基 ・流量計 12B 2個、8B 2個 ・混合設備 1式 ・Y型マニホールド を積込み	14 tトラック1台につ き ・1リール型は1基 ・2リール型は1基 を積込み	14 tトラック1台に ホースボックスを3段に重ねて積込み 水中ポンプ用ホース木枠1個を積込み *トラック1車あたり約3 t	放水砲のトラック に積込み	20 t 低床トレーラーに ネプチューン1基を積込 み	ホースボックスの トラックに水中ポン プ用ホース木枠1 個を積込み	14 tトラック1台に 10個積込み	放水砲を積み込 んだ14 tトラック の空きスペース に積込み	14 tトラック2台に分 けて12Bホース用ブ リッジと8Bホース用ブ リッジを積込み	ホースボックスを積み込んだトラックに雑機器を積込み						
パターン1 (1.5万~2万 L/min.)																
四国電力(株)坂出発電所 四国電力(株)阿南発電所 三菱化学(株)水島製油所 中国電力(株)玉島発電所 コスモ石油(株)坂出製油所 コスモ石油(株)松山工場 JX日鉱日石エネルギー(株)水 島製油所B工場 JX日鉱日石エネルギー(株)水 島製油所A工場 関西電力(株)赤穂発電所 波方ターミナル(株) 菊間国家石油備蓄基地 太陽石油(株)四国事業所	1基	1セット	1リール型 2基 (仕切り有りタイプ) 2リール型 1基 (仕切り無しタイプ)	4箱	2箱	2個	1基	1箱	40個	1箱 (内訳) JP2000B型 1式 ホース 1式	12B用・・・3組 8B用・・・3組	1式	1式	1式	1式	
搬送に必要な車両	14 t トラック 1台	14 t トラック 3台	14 t トラック 2台	---	20 t 低床トレーラー 1台	---	14 t トラック 4台	---	14 t トラック 2台	---	---	---	---	---	---	
パターン2 (3万~5万 L/min.)																
コスモ石油(株)松山工場 JX日鉱日石エネルギー(株)水 島製油所B工場 太陽石油(株)四国事業所 コスモ石油(株)坂出製油所 JX日鉱日石エネルギー(株)水 島製油所A工場	2基	2セット	1リール型 2基 (仕切り有りタイプ) 2リール型 3基 (仕切り無しタイプ)	4箱	2箱	2個	3基	1箱	96個	3箱 (内訳) JP2000B型 3式 ホース 3式	12B用・・・6個 8B用・・・6個	1式	1式	1式	1式	
搬送に必要な車両	14 t トラック 2台	14 t トラック 5台	14 t トラック 2台	---	20 t 低床トレーラー 3台	---	14 t トラック 10台	---	14 t トラック 2台	---	---	---	---	---	---	

※別表3~5は省略

香川地区大量排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6(排出油等の防除に関する協議会)の規定に基づき、香川地区(高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域(以下、同))において、大量の油若しくは有害液体物質(以下、油等という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」(以下、地区協議会という。)という。

(地区協会の事務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動選定相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会計監事は、会員の互選により選出し任期は2年とし、再選を妨げない。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 6 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 7 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するものうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が召集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末現在)会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅な変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項

- 2 会長は前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安本部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、年1回以上の訓練(図上演習を含む)を行う

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

- 2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6台2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排

出油等防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第68号)施行の日から施行する。

附則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月21日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

区分	機関の名称
国の機関	高松海上保安部、坂出海上保安署、小豆島海上保安署 四国運輸局、陸上自衛隊第15普通科連隊 国土交通省四国地方整備局高松港湾空港整備事務所
地方公共団体 及び その機関	香川県、香川県警察本部 高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市 土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町 高松市消防局、丸亀市消防本部、坂出市消防本部、多度津町消防本部 小豆地区消防本部、大川広域消防本部、三観広域行政組合消防本部
公共的団体 及び 民間企業	香川県水難救済会多度津救難所 香川県漁業協同組合連合会 コスモ石油(株)坂出物流基地、三菱化学(株)坂出事業所 三菱化学物流(株)坂出支社、四国電力(株)火力本部坂出發電所 川崎重工業(株)坂出工場、四国ドッグ(株)、今治造船(株)丸亀事業本部 日本栄船(株)坂出支店、三洋海事(株)四国支店 深田サルベージ建設(株)四国営業所、三九会 EMGマーケティング合同会社高松油槽所、出光興産(株)高松油槽所 若宮産業(株)、ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所 昭和シェル石油(株)高松アスファルト基地

(目的)

備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

連合会は次の業務を行う。
防除活動の連携の推進に関すること。
排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
その他排出油等防除に関すること。

(組織)

連合会の会員は、各地区協議会とする。
2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。
なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。
2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
防除活動の連携の推進に関すること。
連合会の事業計画に関すること。
その他連合会の重要事項に関すること。

(訓練)

連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。
2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

連合会会長は、大量の油又は有害液体物資の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。
2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。
なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。
2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
3 総合調整本部の本部長は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部長とすることができるものとする。
5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなると認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。
2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の

要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 地区会員である民間防除機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

地域住民の避難計画について

番の州地区特別防災区域で災害が発生した場合の地域住民の避難について、次のとおり定める。

1. 地震・津波以外による発災の場合

(1) 火災による熱影響、毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合

同報系防災行政無線等をはじめとした広報媒体（エリアメール含む。）を利用し、各事業所の従業員及び地域住民に状況を知らせる。

風向き等を考慮し、延焼の恐れがある場合は避難を呼びかける。また、延焼の恐れがない場合は自宅待機を促す。

ガスの状況によっては、窓等の開放に留意し、濡れタオル等を利用して対処するように呼び掛ける。



(2) 事態の進展により番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)

地域住民の自家用車、事業所所有送迎用バス又は公共機関所有の車両等を使用し、早急に避難する。

大型バスについては、協定書の取り交わし（香川県バス協会）を検討する必要がある。



(3) 番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)

地域住民の船舶により避難するとともに、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶に出動を要請し、市内直近の安全な港まで移送、避難する。

2. 地震による発災(津波なし)

(1) 火災による熱影響、毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合
地震により、番の州地域内の石油タンク及びガスタンクが破損損傷した場合、避難に際しては指定場所にこだわらず、発災場所から出来るだけ遠く離れた避難地に避難する。 同報系防災行政無線等が地震により機能しない場合もあるため、地震に強いと言われているメール配信等によって広報を行い、海上保安庁の船舶による広報も併せて実施する。



(2) (1) の場合においてライフラインが止まった場合
ライフライン停止状態での夜間発災時避難は困難を生じるため、日頃の避難訓練により備えておく必要がある。 電源の消失により、プラント装置の緊急停止に支障をきたし、危険物等の漏えい又は火災等が発生することを想定しておく。 また、避難所の電源確保が困難であり、冬季においては暖房も必要となることを想定しておく。



(3) 事態の進展により、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)
幹線道路の液状化を考慮しながら、地域住民の自家用車、事業所所有送迎用バス又は公共機関所有の車両等を使用し、早急に避難する。



(4) 事態の進展により、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)
地域住民の船舶により避難するとともに、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶に出動を要請し、市内直近の安全な港まで移送、避難する。

3. 地震による発災(津波あり)

(1) 津波警報、津波注意報が発表された場合
番の州地域には、津波到達まで約2時間30分程度の時間が想定されていることから、広報活動をエリアメール等により行うとともに、地震の揺れが治まった後には、消防自動車等を出動させ、事業所の従業員と地域住民に高台避難を呼びかける。 番の州地域内各事業所は、各事業所の判断により、プラント装置の緊急停止を実施し、津波到着までに従業員の避難を完了させる。



(2) (1)の場合においてライフラインが止まった場合
夜間発災時の地域住民、とりわけ避難弱者の避難は困難を生じるため、各事業所の最大限の人員を活用しつつ、協力体制を確立する訓練が必要である。 プラント装置の緊急停止が手動作業となり、長時間を要することから、従業員の避難が困難となることを想定しておく。



(3) 津波警報及び津波注意報の解除後、火災による熱影響及び毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合で、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できる場合)
地域住民の自家用車及び事業所従業員の車両等を利用して避難する。道路が極めて混雑する場合は、事業所の構内道路も利用して避難する。

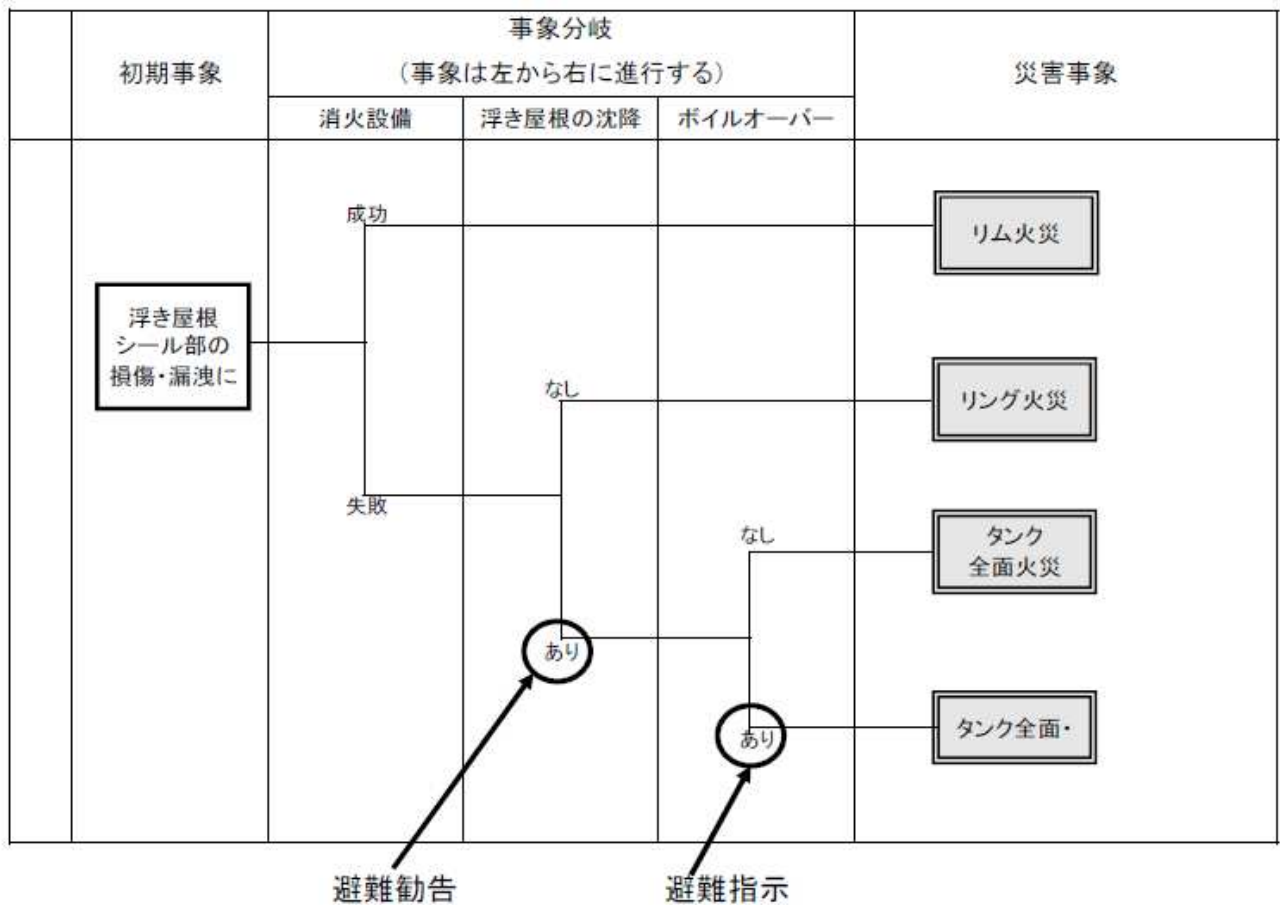


(4) 津波警報及び津波注意報の解除後、火災による熱影響及び毒性ガスの流出などにより、地域住民に影響をあたえるおそれがある場合で、番の州地域外へ避難する必要がある場合(道路が通行できない場合)
地域住民の船舶、海上保安庁、坂出市みなと課及び国土交通省の船舶等のあらゆる船舶を利用し、すみやかに避難する。

避難勧告、指示の具体的基準のイメージ

浮き屋根の損傷・漏洩による火災(浮き屋根式危険物タンク)時の避難勧告等の基準(イメージ)

浮き屋根シール部の損傷・漏えいによる火災では、消火に失敗し、浮き屋根の沈降が確認された場合は、当該タンクから半径0kmの範囲に避難勧告を発令する。
 ボイルオーバーが確認された場合は、避難指示を発令する。



災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書

香川県知事(以下「知事」という。)と陸上自衛隊第 14 旅団長(以下「旅団長」という。)との間に、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を期するため、この協定を締結するものとする。

(自衛隊の任務の周知徹底)

第 1 条 知事は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し、災害派遣要請の適正を期するものとする。

(平時における連携)

第 2 条 知事及び旅団長は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 知事は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

(知事が行う訓練の支援)

第 3 条 旅団長は、知事が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、知事は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を旅団長に要請するものとする。

2 知事は、各市町長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

(災害発生が予想される場合の連絡)

第 4 条 知事は、自衛隊の災害派遣を要する災害の発生が予想される場合は、速やかに旅団長にその状況及び今後の見通し等を通報するものとする。

2 旅団長は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 旅団長が連絡班を県庁に派遣した場合、知事は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等を提供する等所要の支援を行うものとする。

(偵察者の派遣)

第 5 条 災害の発生が予想され、又は発生し、旅団長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追及させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

(現地責任者の指定等)

第 6 条 知事及び旅団長は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(合同連絡所等の設置)

第 7 条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し、業務の円滑、効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、知事が準備するものとする。

(救援資材の集積、使用及び補償等の責任)

第 8 条 災害救援のため使用する資材は、知事が準備集積したものを使用するものとする。このため知事は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり、知事が準備集積した救援資材の使用に伴う補償等は知事が負担するものとする。

(経費の負担)

第 9 条 災害派遣部隊が救援に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 知事の負担するもの

施設の借上料及び損料、電気料(施設費を含む。)、水道料、電話料、入浴料、汲取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議する。

(救援物資の無償貸付又は譲与)

第 10 条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和 33 年総理府令第 1 号)による。ただし、譲与は県、市町その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

(災害派遣の要請様式及び通信)

第 11 条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第 1 及び第 2 による。

平成 18 年 4 月 27 日

香川県知事

陸上自衛隊第 14 旅団 旅団長

陸上自衛隊第14旅団長 殿

香 川 県 知 事

災 害 派 遣 に 関 す る 要 請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する人員等
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
- 5 その他参考事項
(1) 宿 舎
(2) 食 糧
(3) 資 材

(注) 緊急の場合、電話をもって要請し、事後文書(2部)を提出すること。

災 害 派 遣 に 伴 う 通 信

1 連絡先

区 分		連 絡 先	電話番号
県 庁	平 時	防災局危機管理課	087-832-3192
	夜間(休日)	守 衛 室	087-831-1111
自衛隊	平 時	第14旅団司令部第3部	0877-62-2311(内線233, 234)
	夜間(休日)	当直幕僚室	0877-62-2311(内線208)

2 災害派遣における自衛隊との通信組織
省略

香川県緊急通行車両確認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項及び同法施行令(昭和37年政令第288号。以下「政令」という。)第33条第1項の規定に基づき、香川県知事が緊急通行車両の確認を行う場合の処理方法等について必要な事項を定めるものとする。

(確認の申出)

第2条 緊急通行車両としての確認を受けようとする車両の使用者は、原則として、様式1に定める「緊急通行車両確認申出書」により申し出るものとする。

2 前項の申出書には、当該車両の自動車検査証の写しを添付して提出するものとする。

3 第1項の申出書の提出先は、香川県総務部防災局とする。

(確認の基準)

第3条 知事は、前条の規定に基づく申出の内容を審査し、当該車両を使用しての災害応急活動が、災害現場において円滑かつ効率的に実施できると判断した場合に限り、当該車両を緊急通行車両として確認するものとする。

2 前項の確認の具体的判断基準は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策に従事する者を搬送する車両

① 災害応急対策に従事する者の活動内容が明確であること。

② 災害応急対策に従事する者の活動内容が被災地の自治体又は防災関係機関の要請に基づくものであること。

(2) 災害応急対策に必要な物資を搬送する車両

① 物資の搬送先(受入先)が明確であること。

② 物資の搬送先が被災地の自治体又は防災関係機関が指定する場所であること。

(標章等の交付)

第4条 知事は、前条の規定により緊急通行車両の確認をした場合は、遅滞なく当該車両の使用者に災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める標章及び証明書(様式2)を交付する。

(標章等の返還)

第5条 前条の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両による災害応急対策の業務が終了した場合又は標章に記載されている有効期限が終了した場合は、速やかに当該標章及び証明書を返還しなければならない。

附 則

(中 略)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

資料5-8 様式1

	課長	副課長	課長補佐	係長	担当
決裁					

平成 年 月 日					
香川県知事 殿					
申出者氏名					
緊急通行車両確認申出書					
車両登録番号		(自動車検査証の写しを添付)			
車両の用途		<input type="checkbox"/> 人員搬送(搬送人員 名) ①活動場所： ②活動内容： <input type="checkbox"/> 資材搬送 ①搬送先(資材受入先)： ②搬送資材の品名及び量：			
使用者	住所	(連絡先： Tel.)			
	氏名				
通行日時		月 日 時 ~ 月 日 時			
通行経路		出発地	経由	目的地	
受付年月日		処 理 欄			
		担当者			受領者
		交付番号			
		交付年月日			
		有効期限			

備考 この用紙は、日本工業規格A4とする。

<緊急通行車両の標章>

登録(車両)番号	<input style="width: 95%;" type="text"/>
緊急	
有効期限	<input style="width: 30px;" type="text"/> 年 <input style="width: 30px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px;" type="text"/> 日

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、縦15cm 横21cmとする。

<緊急通行車両確認証明書>

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
香川県知事 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	(TEL.)
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする